

FP2級

第1章 ライフプランニングと資金計画 2025-2026年版

LIFE PLANNING

Copyright(c) Akira Sugiyama 2025-2026 all rights reserved

第1章 FPと倫理・関連法規

FPの職業倫理

顧客利益の優先

自己の利益ではなく顧客の利益を最優先する

守秘義務の遵守

顧客の収入・資産・負債などの情報が漏えいしないように十分留意する

顧客に対する説明義務（アカウンタビリティ）

顧客の理解を得るために純分な説明を行う

コンプライアンスの徹底

法令順守（遵守）を徹底する

能力の啓発

業務上必要とされる知識・技能の涵養に努める

業際関連法規

第1章 FPと倫理・関連法規

税理士法	税務代理行為 税務書類の作成 税務相談	税理士（法人）以外は、 原則としてできない
保険業法	保険の募集 ☒ 特定保険契約は金融商品取引法を準用	内閣総理大臣に 保険募集人登録
金融商品 取引法	投資助言・代理業 【従来の投資顧問業】 投資一任契約	投資助言・代理業者 として内閣総理大臣に登録 投資運用業者 として内閣総理大臣に登録
弁護士法	一般の法律事務	弁護士（法人）以外は、 原則としてできない

投資顧問業

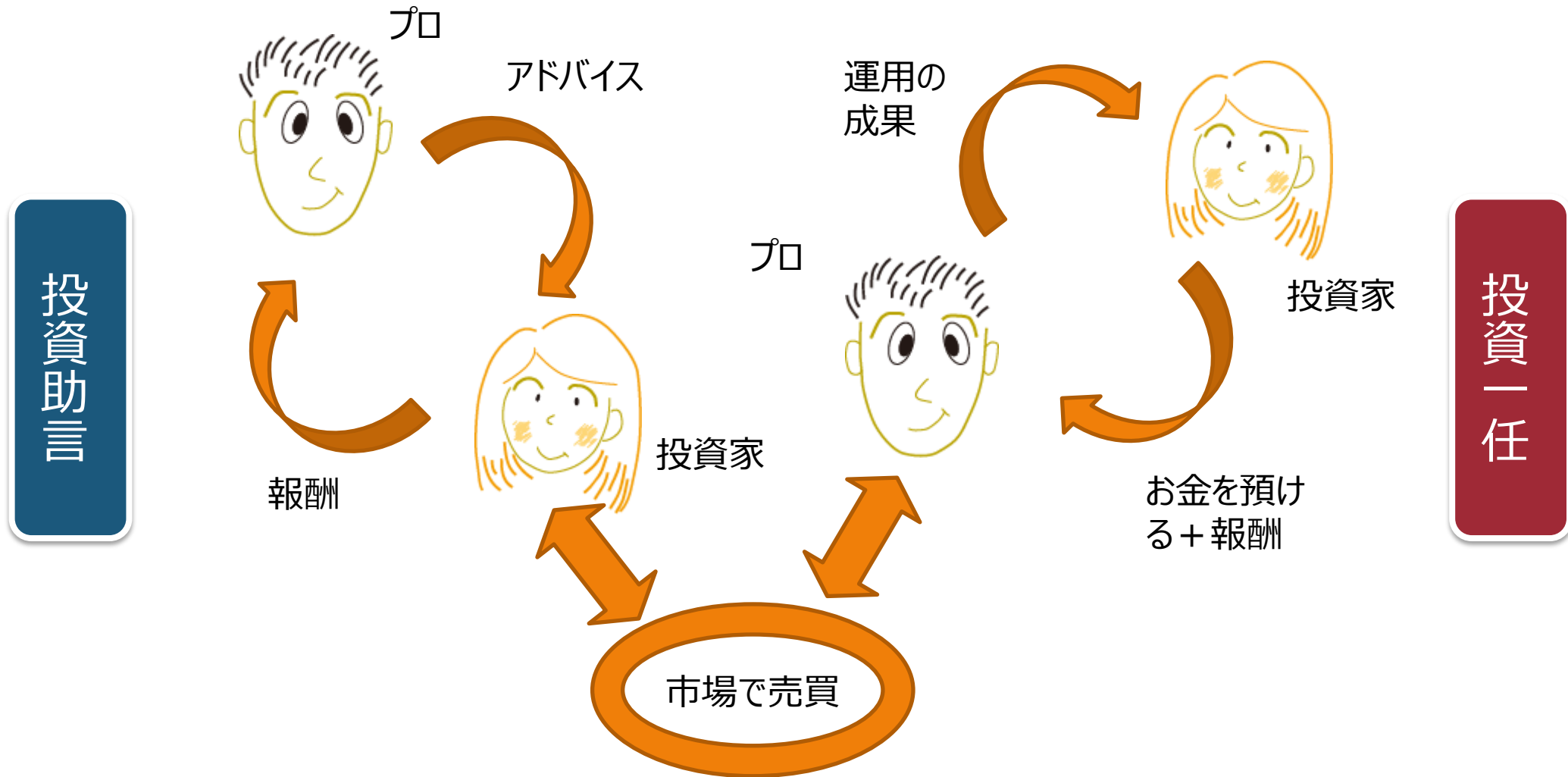
投資運用業

- 投資一任業
投資一任契約に基づき、投資者から投資判断や投資に必要な権限を全部または一部委任され投資を行う。
- ファンド運用業務

投資助言・代理業

- 投資助言業務
投資顧問（助言）契約に基づいて、有価証券など金融商品への投資判断について、顧客に助言を行い、顧客は自ら投資判断を行う
- 代理・媒介業務
投資運用業者との投資一任契約または投資助言業者との投資顧問（助言）契約の締結の代理・媒介を行う

投資の助言と一任の違い



第2章 ライフプランニング

キャッシュフロー表

ライフイベント

- 世帯や個人に起こるできごとをいいます

ライフイベント表

- 将来の世帯や個人のライフイベントを時系列でまとめたものをライフイベント表といいます

キャッシュフロー表

- ライフイベントをお金で見積もって毎年の収支を明らかにしたものをキャッシュフロー表といいます

可処分所得の計算

2025年

10月分 給与明細書

支払日	10月25日
社員No	1000
氏名	サンライヴ 華子

可処分所得 = 収入金額 - (社会保険料 + 税金)
税金 = 所得税 + 住民税

支給	基本給	時間外手当	役職手当	資格手当	住居手当	家族手当
	154,350	20,000	0	0	0	0
	通勤手当	立替交通費		課税支給額合計	非課税支給額合計	総支給額
	8,000	0		174,350	8,000	182,350

控除	健康保険	厚生年金	雇用保険	所得税	住民税	財形貯蓄
	9,783	15,555	935	1,300	2,000	0
	生命保険料	積立金	組合費	その他控除		控除額合計
	0	0	0	0		27,573

ライフイベント表

1. 必要項目は、年次・年齢・イベント・必要資金。家族以外にも別居の両親等家計に影響する人を含めます。
2. 年齢の記載については、基準を統一させます。暦年（1月-12月を1年とする）ベースで考えるときは12月末時点の年齢を、年度（4月-3月を1年とする）ベースで考えるときは3月末時点の年齢を記載します。

	2025	2026	2027	2028	2029
太郎	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳
華子	42歳	43歳 奨学金 返済完了	44歳	45歳	46歳
翔太	6歳 小学校 入学	7歳	8歳	9歳	10歳
家族	住宅 リフォーム			車購入	
太郎の父	78歳	79歳	80歳	81歳	82歳
太郎の母	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳
華子の父	77歳	78歳	79歳	80歳	81歳
華子の母	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳

キャッシュフロー表

		変動率	2025	2026	2027	2028	2029
家族	太郎		40歳	41歳	42歳	43歳	44歳
	華子		42歳	43歳	44歳	45歳	46歳
	翔太		6歳	7歳	8歳	9歳	10歳
収入	給与収入	2.0%	600	612	624	637	649
	その他の収入	1.0%	120	121	122	124	125
	一時的収入	1.0%	40				
	合計		760	733	747	760	774
支出	生活基本費	2.0%	320	326	333	340	346
	住居費	0.0%	180	180	180	180	180
	教育費	3.0%	60	62	64	66	68
	保険料	0.0%	24	24	24	24	24
	その他の支出	2.0%	48	49	50	51	52
	一時的支出	2.0%	50	51	260		
	合計		682	692	911	660	670
年間収支			78	41 ▲	164	100	104
貯蓄残高			0.5%	378	421	259	361
					467		

□ 2027年の収入

$$600 \times (1 + 0.02)^2 \cong 624$$

□ 2028年の基本生活費

$$320 \times (1 + 0.02)^3 \cong 340$$

個人バランスシート

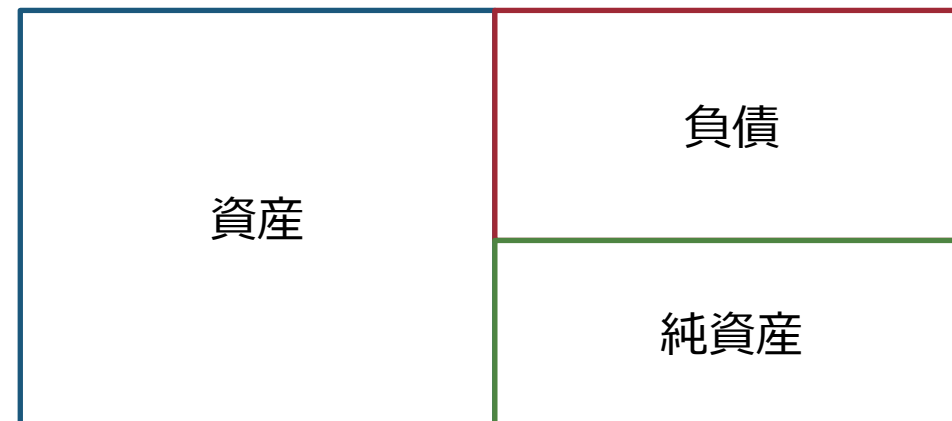
資産、負債とも時価で記入する

- 時価はキャッシュフロー表の1年が終了する時点の価格
- 生命保険は解約したとき戻ってくるお金

純資産 = 資産 - 負債

- 純資産はマイナスになりえる

資産		負債	
現預金	500	住宅ローン	2,000
株式	300	カードローン	100
投資信託	1,100	負債合計	2,100
生命保険	100		
住宅	1,500		
自家用車	100	純資産残高	1,500
資産合計	3,600	負債・純資産合計	3,600



必要保障額の計算

必要保障額

=

遺族生活資金

−

準備済資金等

葬儀費用など

末子が大学を卒業するまでの生活費

現在の月間生活費 $\times 0.7 \times 12$ か月
 $\times (20 \text{ 歳} - \text{末子の現在の年齢})$

子どもの教育資金・結婚援助資金など

住宅ローン

末子大学卒業後の妻の生活費

現在の月間生活費 $\times 0.5 \times 12$ か月
 $\times \text{末子大学卒業時の妻の平均余命}$

公的年金

死亡退職金、弔慰金など

現在の貯蓄額

妻の将来の就労所得

不動産収入など

6つの係数

1 回のみ

複数分（年金）

現時点

現価係数

年金現価係数

資本回収係数

年金現価係数と資本回収係数の関係

$$\frac{1}{\text{年金現価係数}} = \text{資本回収係数}$$

将来の時点

終価係数

年金終価係数

減債基金係数

年金終価係数と減債基金係数の関係

$$\frac{1}{\text{年金終価係数}} = \text{減債基金係数}$$

年金/一時金 & 現価/終価

考えることは1回のみか、毎年か
基準となる時点は現在か、将来か
その逆数は

現価 $\text{将来の金額} \times \text{現価係数}$

現在

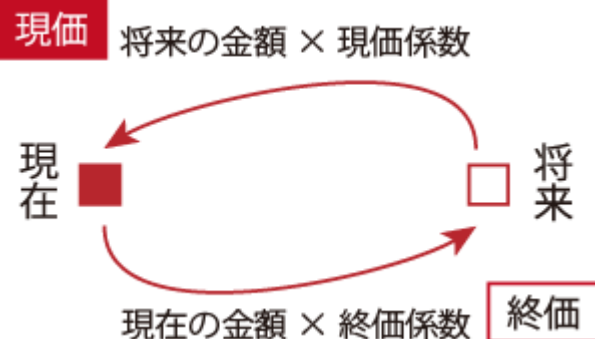
将来

 $\text{現在の金額} \times \text{終価係数}$ **終価** $\text{毎年積立額} \times \text{年金終価係数}$ **年金終価****年金現価** $\text{年金年額} \times \text{年金現価係数}$

年金/一時金

現価/終価

一時金⇒現価/終価



預金複利早見表(終価係数)

期間/利率	1%	2%	3%
1	1.0100	1.0200	1.0300
2	1.0201	1.0404	1.0609
3	1.0303	1.0612	1.0927
4	1.0406	1.0824	1.1255
5	1.0510	1.1041	1.1593

バーム君は、現在 100 万円持っています。
A 銀行の定期預金は 3% 利率です。5 年後
にいくらになっているでしょう



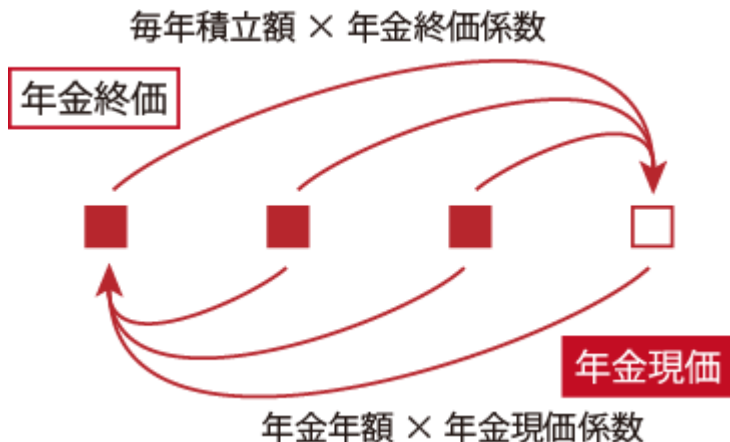
元本早見表(現価係数)

期間/利率	1%	2%	3%
1	0.9901	0.9804	0.9709
2	0.9803	0.9612	0.9426
3	0.9706	0.9423	0.9151
4	0.9610	0.9238	0.8885
5	0.9515	0.9057	0.8626

ちえるちゃんは、3 年後に 100 万円貯めたい
と思っています。2% の利回りで運用す
るとすれば現在いくらあれば 100 万円にな
るでしょう



年金⇒現価/終価



積立預金複利早見表（年金終価係数、期末積立の場合）

期間/利率	1%	2%	3%
1	1.0000	1.0000	1.0000
2	2.0100	2.0200	2.0300
3	3.0301	3.0604	3.0909
4	4.0604	4.1216	4.1836
5	5.1010	5.2040	5.3091

バーム君は、毎年1万円ずつ積立をすることにしました。利回りは2%利率です。5年後にいくらになっているでしょう



年金のための元本早見表（年金現価係数、期末積立の場合）

期間/利率	1%	2%	3%
1	0.9901	0.9804	0.9709
2	1.9704	1.9416	1.9135
3	2.9410	2.8839	2.8286
4	3.9020	3.8077	3.7171
5	4.8534	4.7135	4.5797

ちえるちゃんは、将来、毎年1万円ずつ5年間にわたって年金を受け取りたいと考えています。利回りは1%です。将来の年金を一時に受け取るとすればいくらになるでしょう



減債基金係数 資本回収係数

減債基金係数

$$\text{減債基金} = \frac{1}{\text{年金終価係数}}$$

積立年額早見表（減債基金係数、期末積立の場合）

期間/利率	1%	2%	3%
1	1.0000	1.0000	1.0000
2	0.4975	0.4950	0.4926
3	0.3300	0.3268	0.3235
4	0.2463	0.2426	0.2390
5	0.1960	0.1922	0.1884

バーム君は、3年後100万円を返済しなければなりません。返済に備えて積立てを行います。積み立てたお金は2%の利回りで運用されます。毎年の積立額はいくらかになるでしょう



資本回収係数

$$\text{資本回収} = \frac{1}{\text{年金現価係数}}$$

受取年金早見表（資本回収係数、期末積立の場合）

期間/利率	1%	2%	3%
1	1.0100	1.0200	1.0300
2	0.5075	0.5150	0.5226
3	0.3400	0.3468	0.3535
4	0.2563	0.2626	0.2690
5	0.2060	0.2122	0.2184

ちえるちゃんは、バーム君に100万円を貸しています。5年間で貸付金を回収しようと思っています。なお、3%の貸付利息をとろうと思っています。毎年返済してもらう金額はいくらになるでしょう。



各種係数の計算式

終価係数 $= (1 + i)^k$ i : 利率 k : 年数

現価係数 $= (1 + i)^{-k}$

$$\text{年金終価係数} = \frac{\left((1 + i)^k - 1\right)}{i}$$

$$\text{年金現価係数} = \frac{\left(1 - (1 + i)^{-k}\right)}{\left(1 - (1 + i)^{-1}\right)} \times \frac{1}{(1 + i)}$$

$$\text{減債基金係数} = \frac{1}{\text{年金終価係数}}$$

$$\text{資本回収係数} = \frac{1}{\text{年金現価係数}}$$

第3章

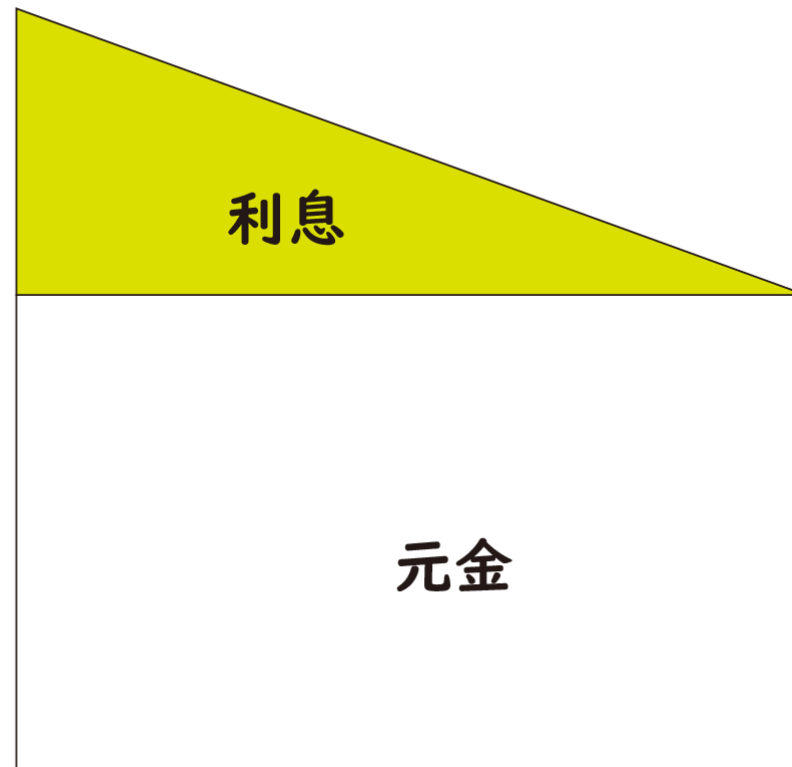
ライフプラン策定上の資金計画

住宅ローンの返済方式

元利均等返済



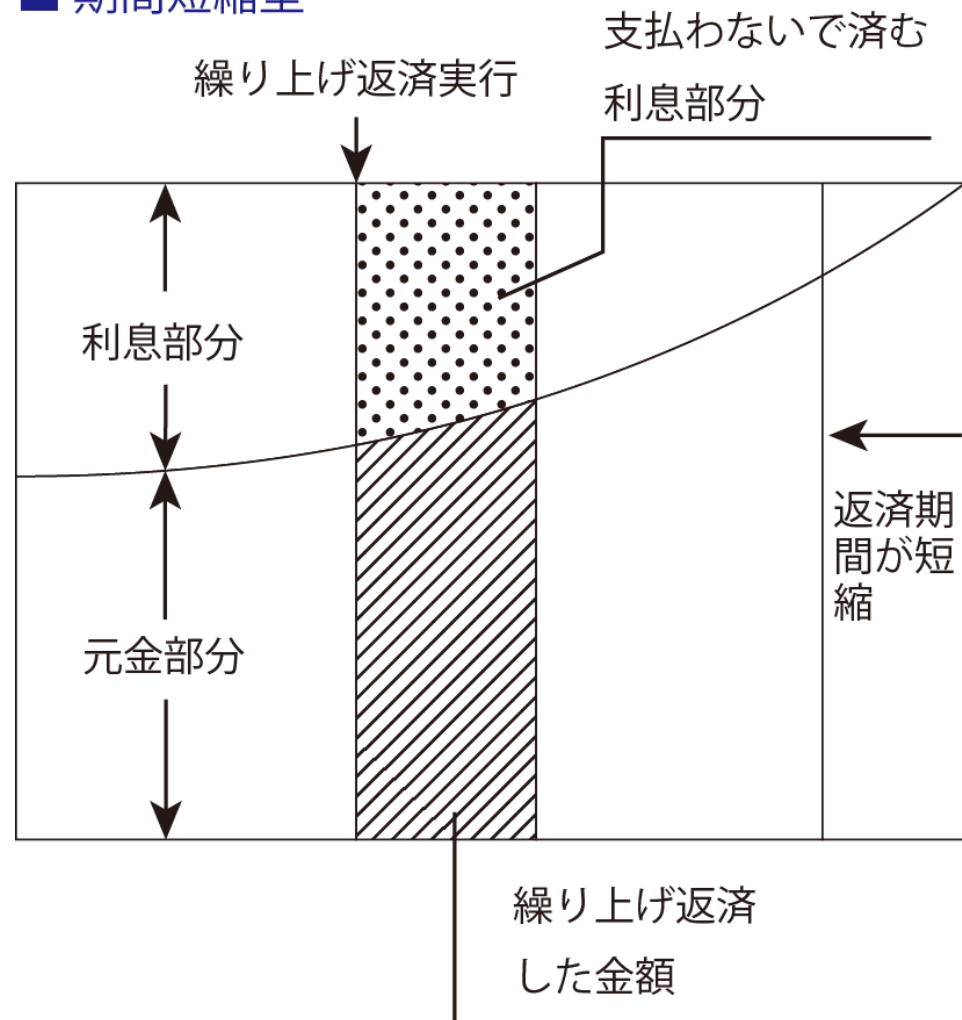
元金均等返済



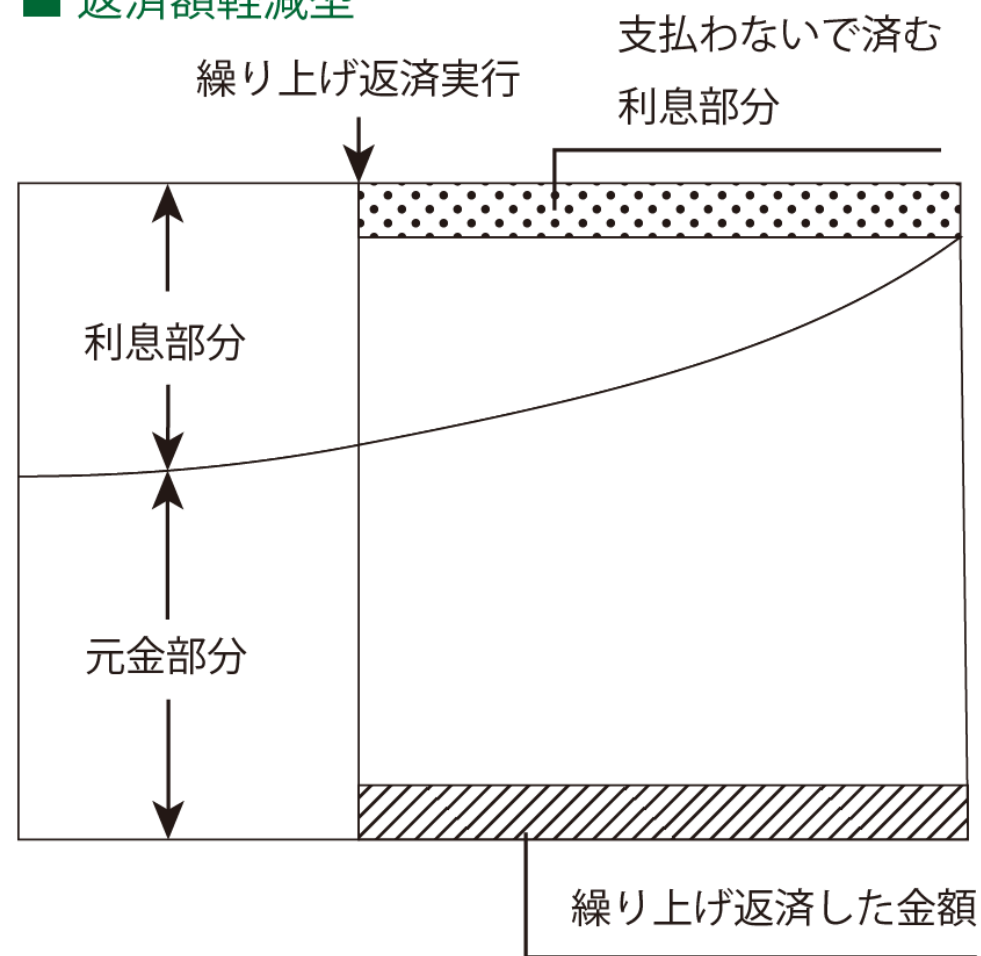
総返済額は元利均等返済の方が多い

住宅ローンの繰り上げ返済

■ 期間短縮型



■ 返済額軽減型



住宅取得等資金の贈与を受けた場合

令和6年1月1日から令和8年12月31日まで

住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等のため

直系尊属からの贈与を受けた場合、

省エネ等住宅の場合には1,000万円まで非課税

- それ以外の住宅の場合には500万円まで非課税

- ① 贈与者は受贈者の直系尊属
- ② 贈与を受けた年の1月1日において18歳以上
- ③ 受贈者の合計所得金額が2,000万円以下
(床面積が40㎡～50㎡のときは1,000万円以下)
- ④ 平成21年分から令和5年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがないこと
等

住宅借入金等特別控除の概要

区分	控除期間	年末残高の上限	控除率	期間
認定住宅	13年	4,500万円	0.7%	R6.1.1～R7.12.31
特定エネルギー消費 性能向上住宅		3,500万円		
エネルギー消費性能 向上住宅		3,000万円		
一般住宅	10年	2,000万円		

住宅借入金等特別控除の主要要件

住宅の新築等の日から6か月以内に居住

この特別控除を受ける年分の12月31日まで引き続き居住している

床面積の2分の1以上を専ら自己の居住

特例特別特例取得の場合は、40㎡～50㎡で、この特別控除を受ける年分の合計所得金額が、1,000万円以下

特例特別特例取得以外の場合は、50㎡以上で、この特別控除を受ける年分の合計所得金額が、3,000万円以下

10年以上の一定の借入金または債務がある

生計を一にする親族や特別な関係のある者からの取得でない

居住年およびその前2年の計3年間に、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例などの特例を受けていないこと

フラット35【買取型】

年収に占める年間合計返済額の割合（＝
総返済負担率）

年収	400万円未満	400万円以上
基準	30%以下	35%以下

対象の住宅

- 住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する住宅
- 住宅の床面積

一戸建て、連続建ておよび重ね建て	70㎡以上
共同建て（マンションなど）	30㎡以上

借入額

- 100万円以上8,000万円以下（1万円単位）

借入期間

- 15年以上、かつ、以下の①・②のいずれか短い年数が上限

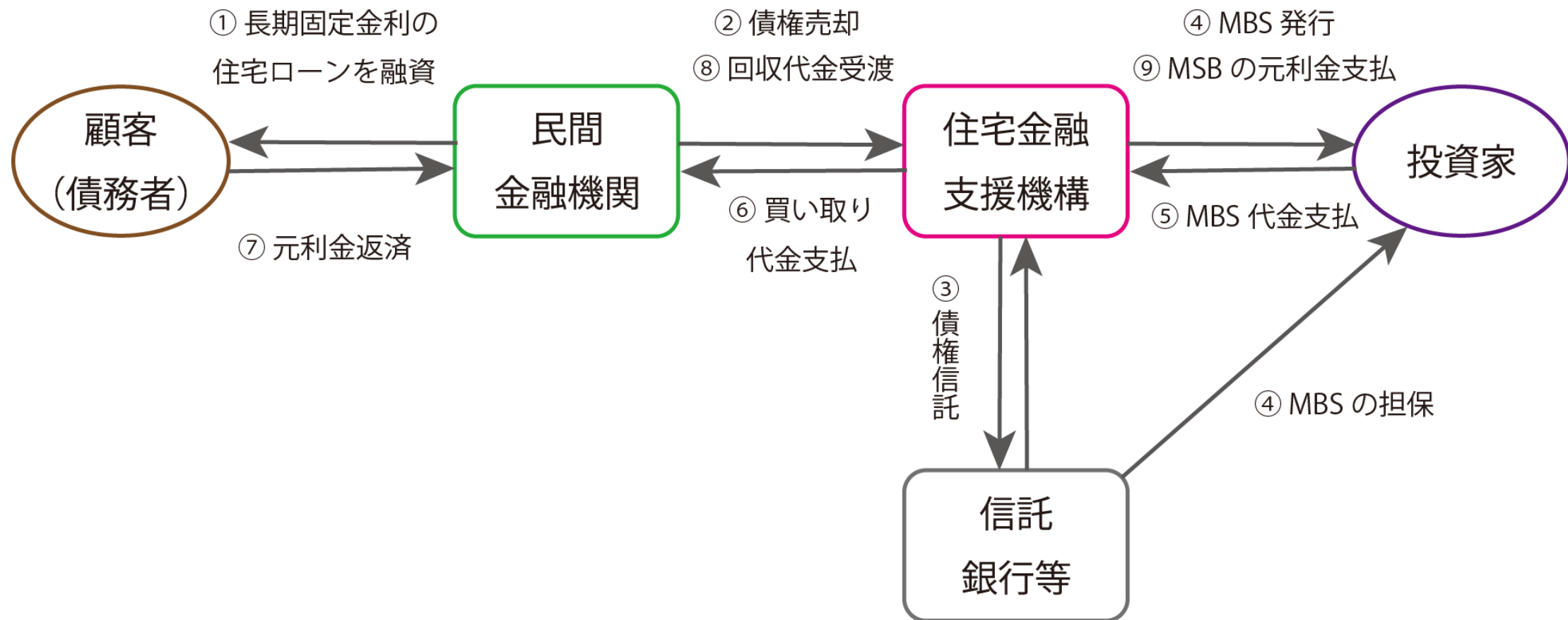
- ① 「80歳」－「申込時の年齢（1年未満切上げ）」
- ② 35年

借入金利

全期間固定金利（資金受取時の金利）

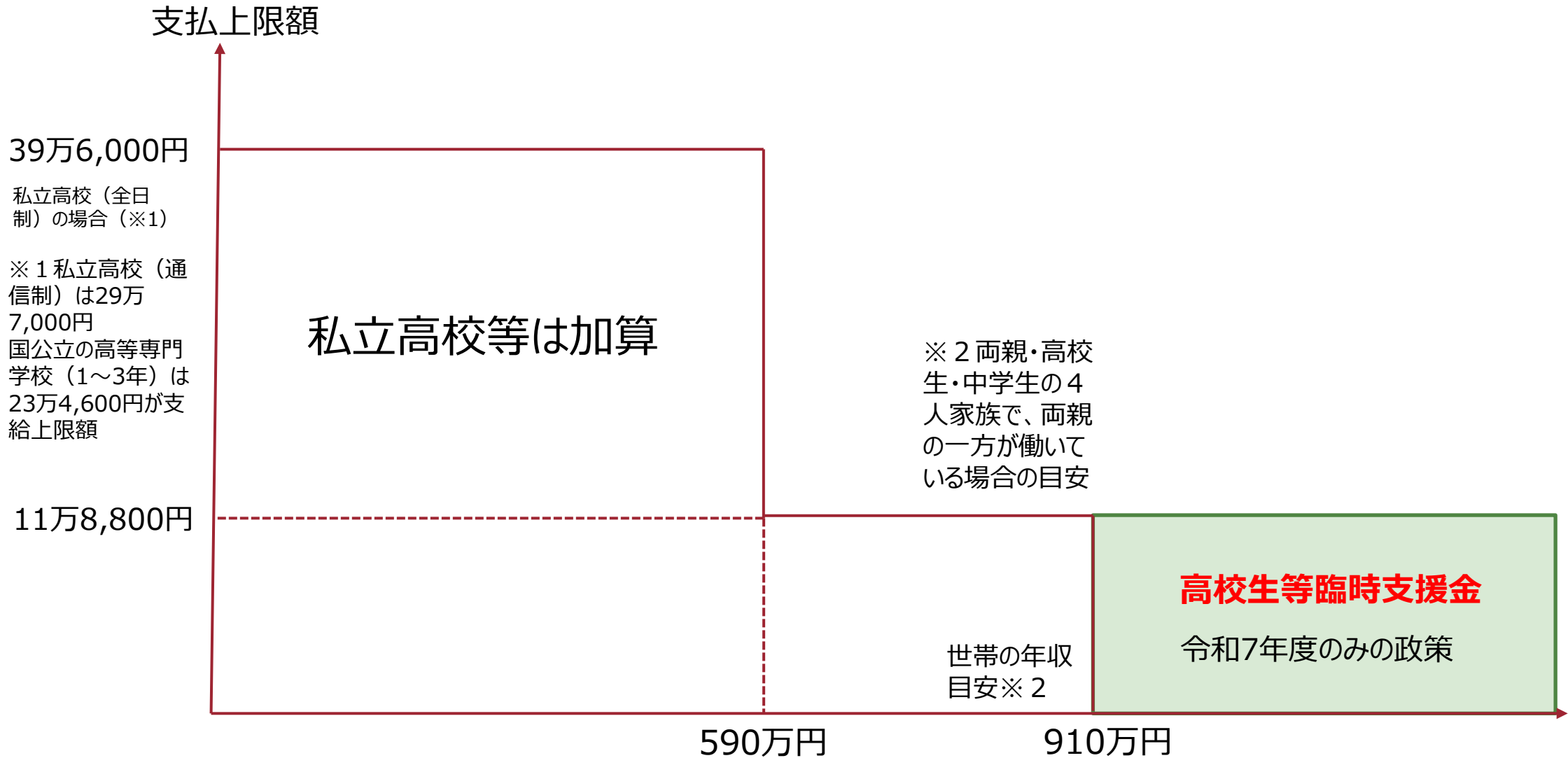
借入期間（20年以下・21年以上）、融資率（9割以下・9割超）、加入する団体信用生命保険の種類などで金利が異なる

フラット35【買取型】～しくみ





高等学校等就学支援金



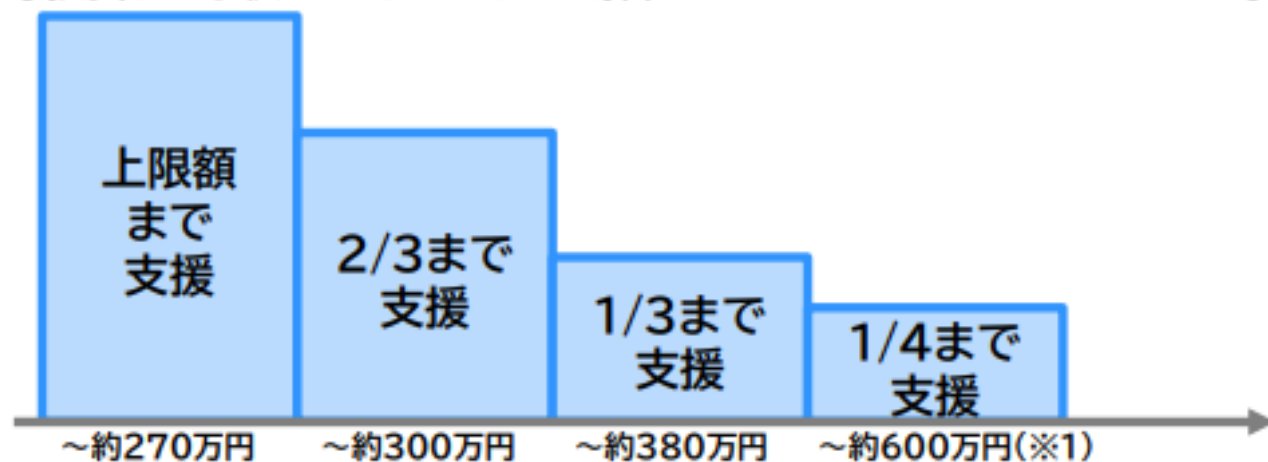
高等教育の修学支援新制度

授業料等減免の上限額(年額)

国公立か、私立かや、
学校種に応じて支援額が変わります。

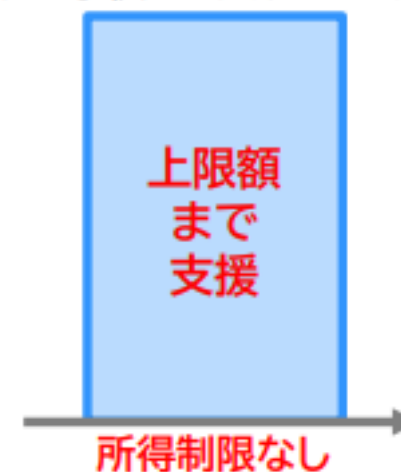
	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

①扶養する子供が1人又は2人の場合



(※1)私立理工農系のみ。
ただし大学・高専は1/3まで支援

②扶養する子供が3人以上の場合(R7~)



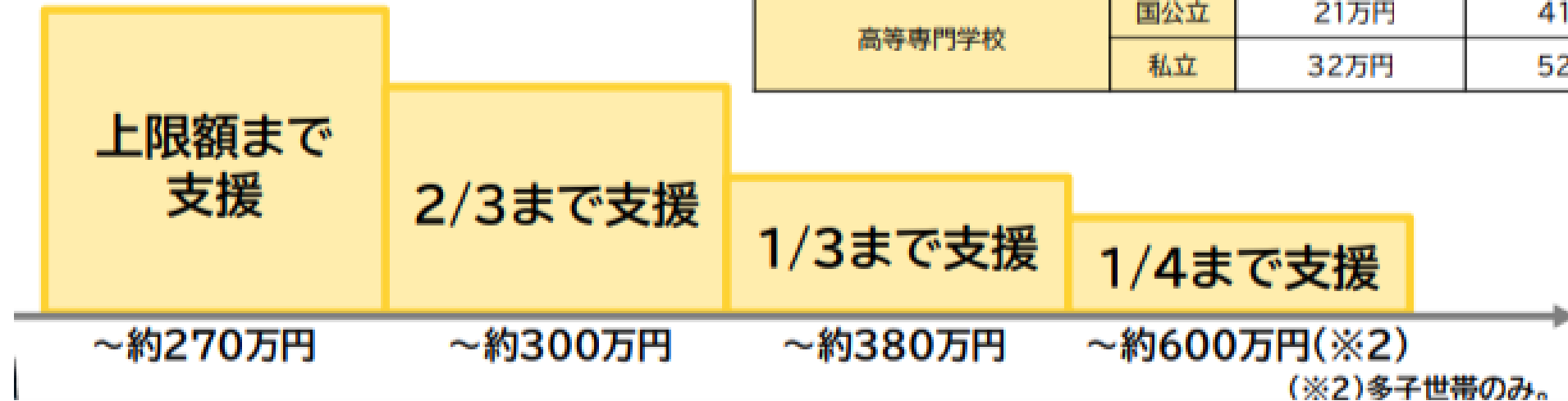
出典 [高等教育の修学支援新制度について](#) 文部科学省

高等教育の修学支援新制度

給付型奨学金の支給額(年額)

国公立かや、私立かのほか、
通学形態に応じて支援額が変わります。

		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	35万円	80万円
	私立	46万円	91万円
高等専門学校	国公立	21万円	41万円
	私立	32万円	52万円



出典 [高等教育の修学支援新制度について](#) 文部科学省

国の教育ローン

日本政策金融公庫及び沖縄振興 開発金融公庫が扱う教育ローン

- 固定金利 年3.15%（保証料別）
2025年9月1日現在
- 返済期間は最長20年
- 無担保
 - 連帯保証人または教育資金融資保証基金の保証が必要

- 融資限度は350万
 - 450万円まで借りられる場合もある
- 奨学金との併用
 - 日本学生支援機構の奨学金と併用可
- 用途
 - 学校納付金（入学金、授業料など）
 - 受験費用
 - 教科書代、パソコン購入費
 - 通学費用
 - 学生の国民年金保険料など

第4章 中小企業の資金調達

法人の資金需要と貸借対照表

資 産	流動資産	①手元流動性 （現預金・一時所有有価証券）	負債	流動負債	⑤買入債務 （支払手形、買掛金）
		②売掛債権 （受取手形・売掛金）			⑥短期借入金等
		③棚卸資産 （材料、仕掛品、製品、商品）		固定負債	⑦長期借入金、社債
	固定資産	④土地、建物、投資等	純資産		
		⑤繰延資産		⑨利益剰余金等	

企業の主な資金調達方法

形態	調達方法		調達コスト
外部金融	企業間信用	掛仕入 手形振出	なし
	間接金融	金融機関からの借入れ (手形割引、当座貸越)	利子、割引料
	直接金融	新株発行	配当、発行手数料、株価下落
		社債発行	利子、割引料、発行手数料
	助成金等	助成金、補助金	なし
内部金融	自己金融	利益留保	なし
		減価償却費	なし

損益計算書と貸借対照表

損益計算書

(単位：百万円)

売上高	500
売上原価	<u>300</u>
売上総利益	200
販売費および一般管理費	<u>150</u>
営業利益	50
営業外収益	10
営業外費用	<u>5</u>
経常利益	55
特別利益	8
特別損失	<u>3</u>
税引き前当期純利益	60
法人税・住民税及び事業税	<u>15</u>
当期純利益	45

貸借対照表

(単位：百万円)

(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動資産	
現金及び預金	200	支払手形	140
受取手形	120	買掛金	160
売掛金	180	短期借入金	200
商品	100	流動負債合計	500
流動資産合計	600	固定負債	
固定資産		固定負債合計	200
固定資産合計	400	負債合計	700
		(純資産の部)	
		株主資本	
		株主資本合計	300
		純資産合計	300
資産合計	1,000	負債・純資産合計	1,000

財務比率

損益計算書

(単位：百万円)

売上高	500
売上原価	<u>300</u>
売上総利益	200
販売費および一般管理費	<u>150</u>
営業利益	50
営業外収益	10
営業外費用	<u>5</u>
経常利益	55
特別利益	8
特別損失	<u>3</u>
税引き前当期純利益	60
法人税・住民税及び事業税	<u>15</u>
当期純利益	45

売上高営業利益率

$$= \frac{\text{営業利益}}{\text{売上高}}$$

売上高経常利益率

$$= \frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}}$$

財務比率

第4章 中小企業の資金調達

損益計算書

(単位：百万円)

売上高	500
売上原価	300
売上総利益	200
販売費および一般管理費	150
営業利益	50
営業外収益	10
営業外費用	5
経常利益	55
特別利益	8
特別損失	3
税引き前当期純利益	60
法人税・住民税及び事業税	15
当期純利益	45

貸借対照表

(単位：百万円)

(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動資産	
現金及び預金	200	支払手形	140
受取手形	120	買掛金	160
売掛金	180	短期借入金	200
商品	100	流動負債合計	500
流動資産合計	600	固定負債	
固定資産		固定負債合計	200
固定資産合計	400	負債合計	700
		(純資産の部)	
		株主資本	
		株主資本合計	300
		純資産合計	300
資産合計	1,000	負債・純資産合計	1,000

総資産純利益率

$$= \frac{\text{当期純利益}}{\text{総資産}}$$

自己資本（株主資本）利益率

$$= \frac{\text{当期純利益}}{\text{自己資本（株主資本）}}$$

財務比率

貸借対照表

(単位：百万円)

(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動資産	
現金及び預金	200	支払手形	140
受取手形	120	買掛金	160
売掛金	180	短期借入金	200
商品	100	流動負債合計	500
流動資産合計	600	固定負債	
固定資産		固定負債合計	200
固定資産合計	400	負債合計	700
		(純資産の部)	
		株主資本	
		株主資本合計	300
		純資産合計	300
資産合計	1,000	負債・純資産合計	1,000

当座比率

$$= \frac{\text{当座資産}}{\text{流動負債}}$$

流動比率

$$= \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$$

自己資本比率

$$= \frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$$

固定長期適合率

$$= \frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本} + \text{固定負債}}$$

財務比率

貸借対照表

(単位：百万円)

(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動資産	
現金及び預金	200	支払手形	140
受取手形	120	買掛金	160
売掛金	180	短期借入金	200
商品	100	流動負債合計	500
流動資産合計	600	固定負債	
固定資産		固定負債合計	200
固定資産合計	400	負債合計	700
		(純資産の部)	
		株主資本	
		株主資本合計	300
		純資産合計	300
資産合計	1,000	負債・純資産合計	1,000

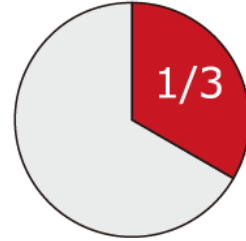
売上債権回転期間（月）

$$= \frac{\text{売上債権}}{\text{売上高（月）}}$$

第5章 ローンとカード

貸金業法

■ 総量規制



☐ 総借入残高が年収の 3 分の 1 を超える貸付けは禁止

この新しい規制は、平成 22 年 6 月 18 日
から実施されています。

■ 上限金利の引き下げ

利息制限法の
上限金利
(20%～ 15%)

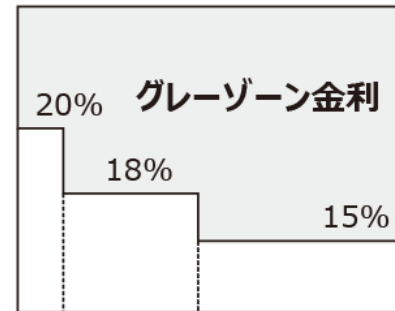


出資法の上限
金利 (20%)



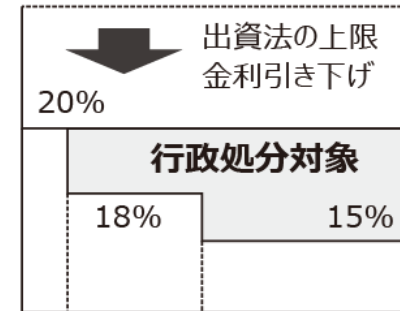
↑
これ以上の金利
は刑事罰

29.2% (出資法上限金利)



10 万円 100 万円

29.2%



■ 貸金業者に対する規制の強化

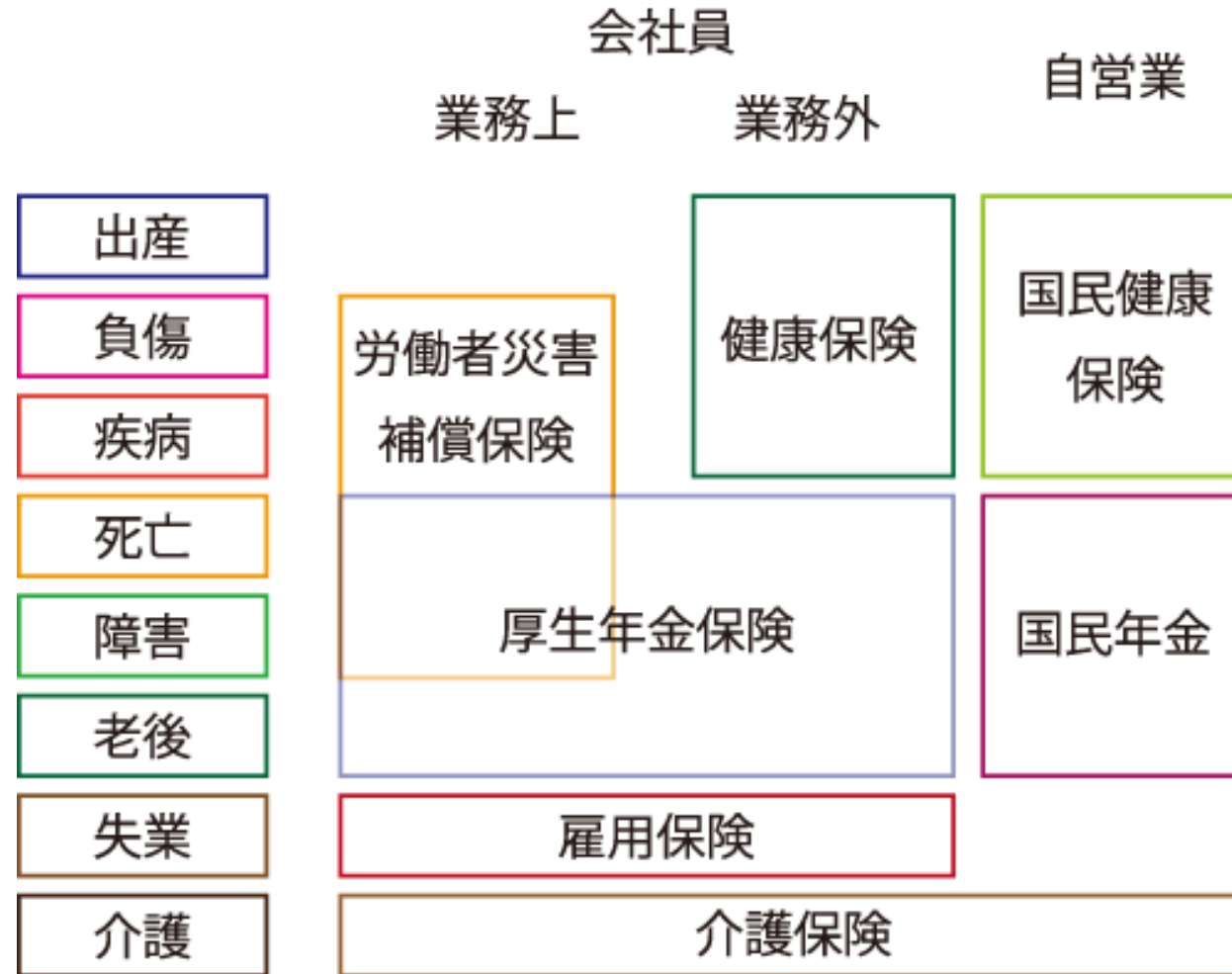
貸金業者である…**消費者金融、クレジットカード会社など**

貸金業者でない…銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫など

貸金業者…財務局又は都道府県
に登録をしている業者
登録をしていない業者…**ヤミ金融**

第6章 社会保障

社会保険制度の全体像



公的医療保険

医療保険の概要

健康保険

被保険者
事業所で働く人とその被扶養者

保険料は労使で折半（協会けんぽ）
労使負担割合は別途定める
（組合管掌健康保険）

退職時の選択

- ☒ 国民健康保険
- ☒ 任意継続被保険者
退職の日の翌日から 20 日以内に申込み
2 年を限度
- ☒ 健康保険の被扶養者
被扶養者の年収制限（60 歳以上 180 万円）

国民健康保険

被保険者
自営業者等

保険料は全額自己負担
市町村によって保険料率が異なる

後期高齢者医療制度

75 歳以上になると全員加入

自己負担割合は 1 割
ただし、現役並み所得者は 3 割

高額療養費

1か月の自己負担額が高額となった場合、一定の金額を超えた部分が医療保険より支払われる制度

- 同一月に、同一世帯で自己負担が2回以上発生すると合算される
- 療養があった月以前の12か月以内に、4か月目になる月から自己負担限度額は軽減される

70歳未満の方の区分

所得区分	自己負担限度額
区分ア 報酬月額81万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%
区分イ 報酬月額51万5千円以上～81万円未満	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%
区分ウ 報酬月額27万円以上～51万5千円未満	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
区分エ 報酬月額27万円未満	57,600円
区分オ 住民税非課税	35,400円

医療保険のポイント（1）

被扶養者

- 被保険者の直系尊属、配偶者（事実上婚姻関係と同様の人を含む）、子、孫、兄弟姉妹
- 年間収入が130万円未満
 - 60歳以上障害厚生年金を受けられる程度の障害者は180万円未満
- 被保険者の年間収入の2分の1未満

傷病手当金【健康保険のみ】

- 被扶養者にはない
- 業務外の病気やケガのために会社等を連続4日以上休み、給与を受けられない場合
- 標準報酬日額の3分の2に相当する額が、1年6か月を限度に支給される

医療保険のポイント（２）

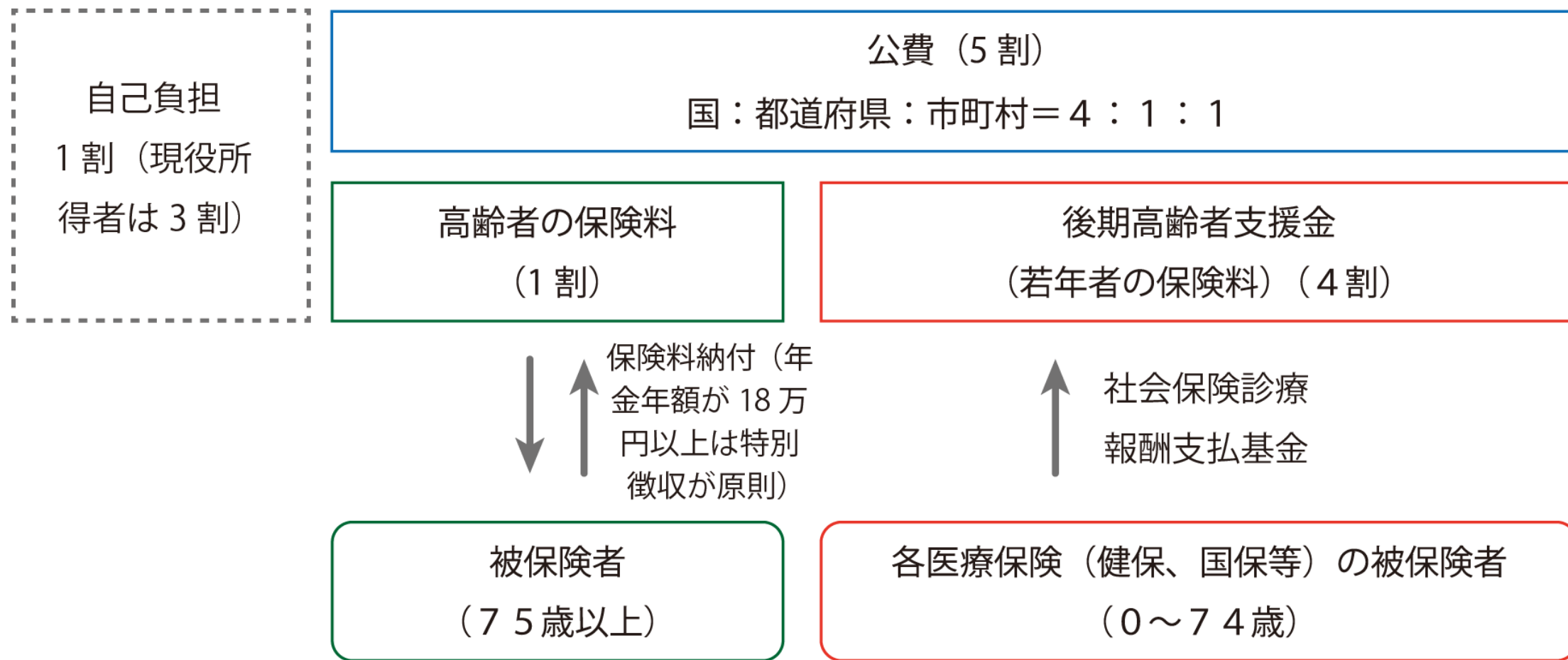
出産育児一時金

- 1児につき50万円（産科医療補償制度に加入されていない医療機関等の場合は48.8万円）
- 直接支払制度により、保険者から医療機関に直接支払われる
- 医療機関等が被保険者に代わって出産育児一時金を受け取る「受取代理」制度を利用することができることもある

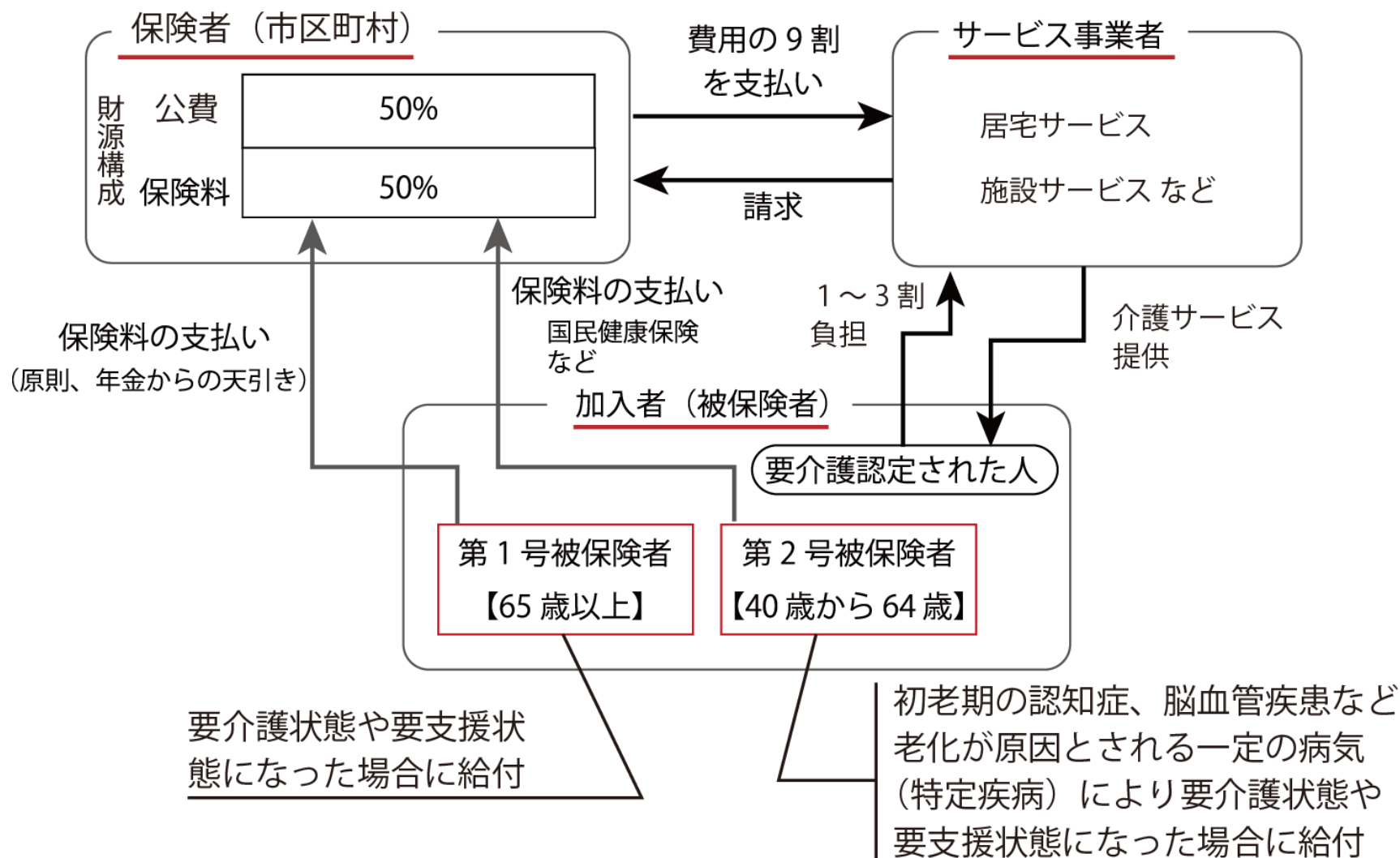
出産手当金【健康保険のみ】

- 1日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する額が支給される
- 出産手当金は出産日（出産が予定日より後になった場合は、出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日の翌日以降56日までの範囲内で、会社を休み給与の支払いがなかった期間支給される
- 被扶養者は、給付がない

後期高齢者医療制度



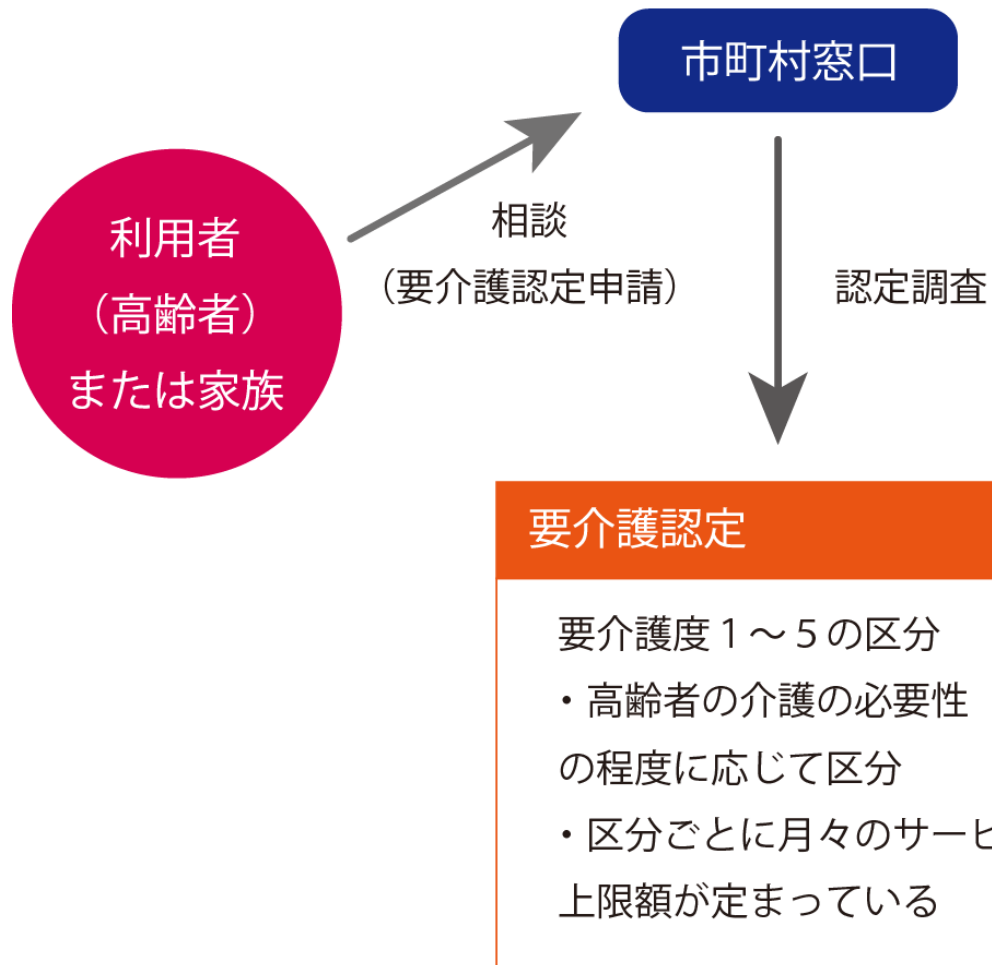
公的介護保険のしくみ



被保険者

	第1号被保険者	第2号被保険者
被保険者	65歳以上の者	40歳以上65歳未満の医療保険加入者
保険料	市区町村が徴収 年額18万円以上の公的年金を受給している場合は、公的年金から特別徴収	医療保険者が、医療保険料として徴収 介護保険料率は全国一律
受給権者	要介護・要支援になった者	特定疾病によって要介護・要支援になった者のみ
自己負担	ケアプラン作成は自己負担なし 自己負担割合は1割。ただし、一定の所得がある場合は2割または3割 居宅サービスには支給上限がある。その限度額を超えると、超えた分は申請により払い戻し（高額介護サービス費）を受けることができる。	

介護保険利用の流れ



サービス選択

【介護保険サービス】

- 施設系・居住系サービス
：介護保険施設等の施設に入所し、サービスを受ける。
例) 特別養護老人ホーム
老人保健施設、認知症高齢者グループホーム
- 在宅系サービス
：自宅にしながら、介護保険のサービスを受ける。
例) 通所介護（デイサービス）
訪問介護（ホームヘルパー）
訪問看護、通所・訪問リハビリテーション、訪問入浴、福祉用具貸与
小規模多機能型居宅介護

労働者災害補償保険

制度の概要

- 労災保険制度は、労働者の業務上の事由または通勤による労働者の傷病等に対して必要な保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進等の事業を行う制度

保険料

- 全額事業主が負担

被保険者

- 労働者であればアルバイトやパートタイマー等の雇用形態は関係なく被保険者になる
- 中小事業主は特別加入可
- ひとり親方は特別加入可

給付

- 休業は、4日目から、給付基礎日額の60%（特別支援金が別途20%）

労働者災害補償保険の給付

療養（補償）給付

☑ 療養の給付

☑ 療養の費用の支給 被災労働者に現金で支給

休業（補償）給付

第4日目から支給。給付水準は、給付基礎日額の80%

障害（補償）給付

☑ 障害（補償）年金

障害等級第1級から第7級までに
該当する障害が残った場合

☑ 障害（補償）一時金

障害等級第8級から第14級までに
該当する障害が残った場合

遺族（補償）給付

☑ 遺族（補償）年金

業務災害又は通勤災害により
死亡した場合

☑ 遺族（補償）一時金

遺族（補償）年金を受け取る遺族
がない場合など

葬祭料（葬祭給付）

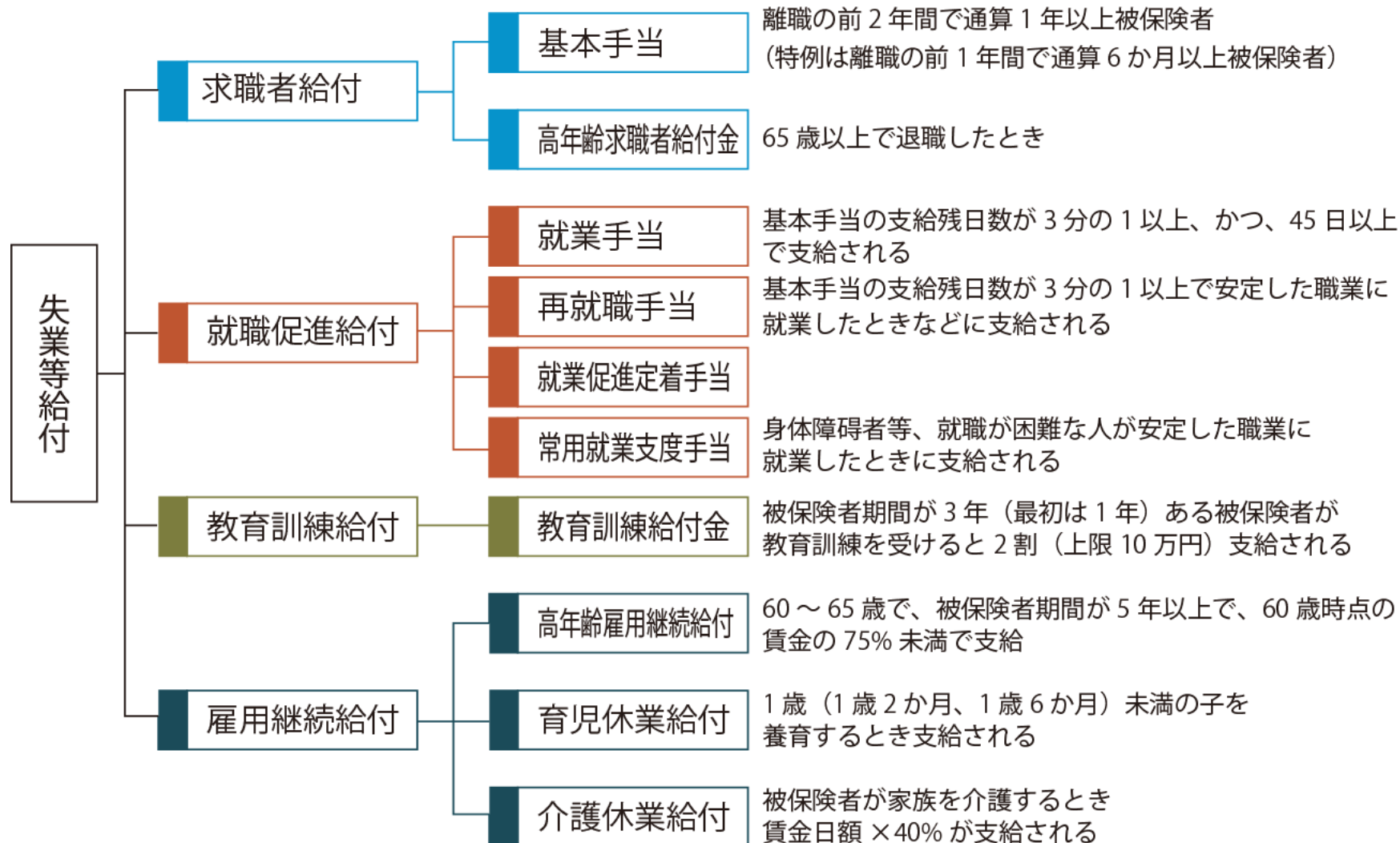
傷病（補償）年金

業務災害又は通勤災害による傷病が、1年6か月を経過した日以後に
おいて治っておらず傷病等級に該当するとき

介護（補償）給付

障害（補償）年金又は傷病（補償）年金の受給者で、介護を要するとき

雇用保険の給付内容



雇用保険の概要

被保険者

- 1週間の所定労働時間20時間以上
- 継続31日以上雇用見込み

基本手当

区分に応じて所定給付日数が異なる

- 一般の離職者
- 特定受給資格者
 - 企業の倒産や賃金の未払いなどの場合
- 特定理由離職者
 - 期間の定めのある契約が終了したときなど

● 求職困難者

- 心身に障害のある者(障害者)など

受給期間

- 原則として、離職した日の翌日から1年間
 - 病気、けが、妊娠、出産、育児等の理由により引き続き30日以上働くことができなくなったときは、その働くことのできなくなった日数だけ、受給期間を延長することができます。ただし、延長できる期間は最長で3年間

雇用保険の所定給付日数

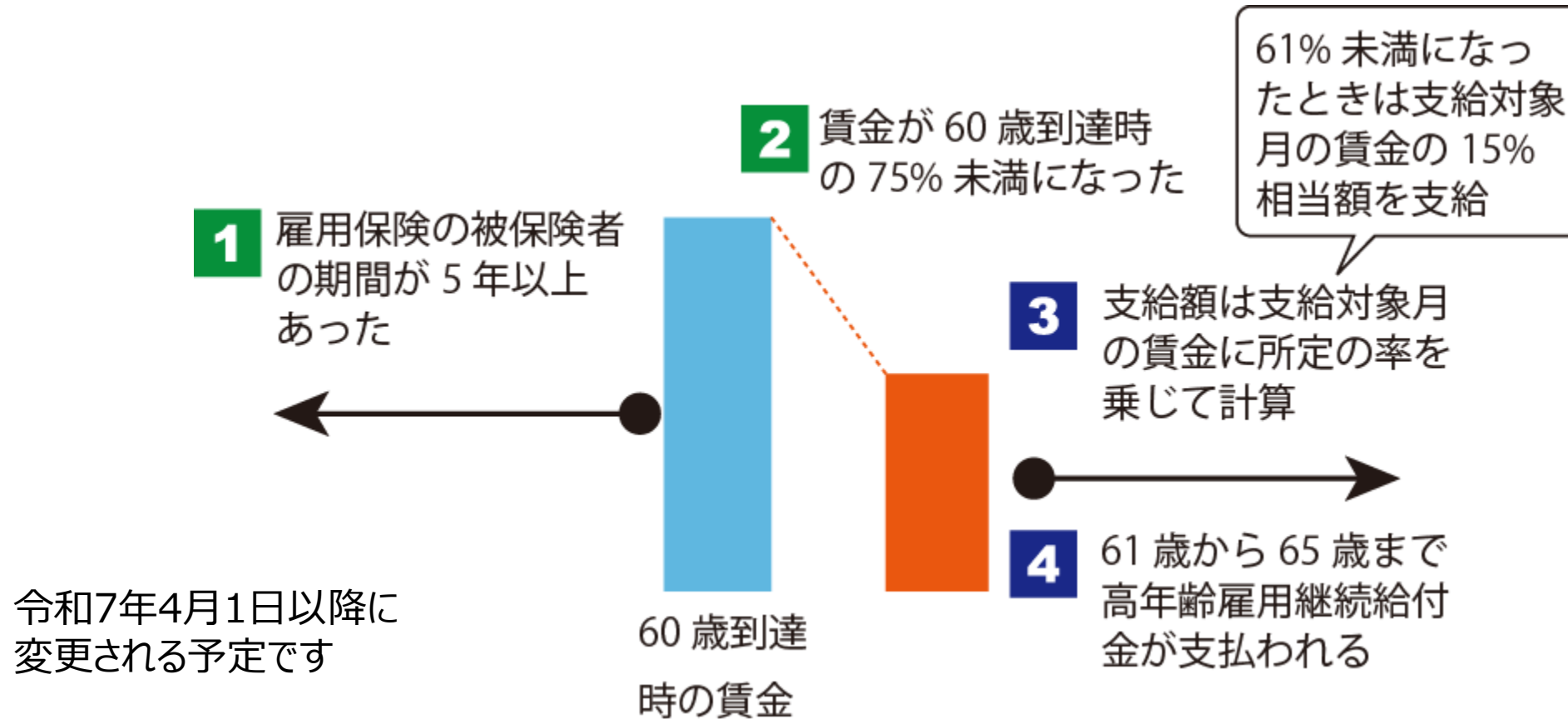
一般の離職者

		被保険者であった期間				
		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
区分	全年齢	90日（※）	90日		120日	150日

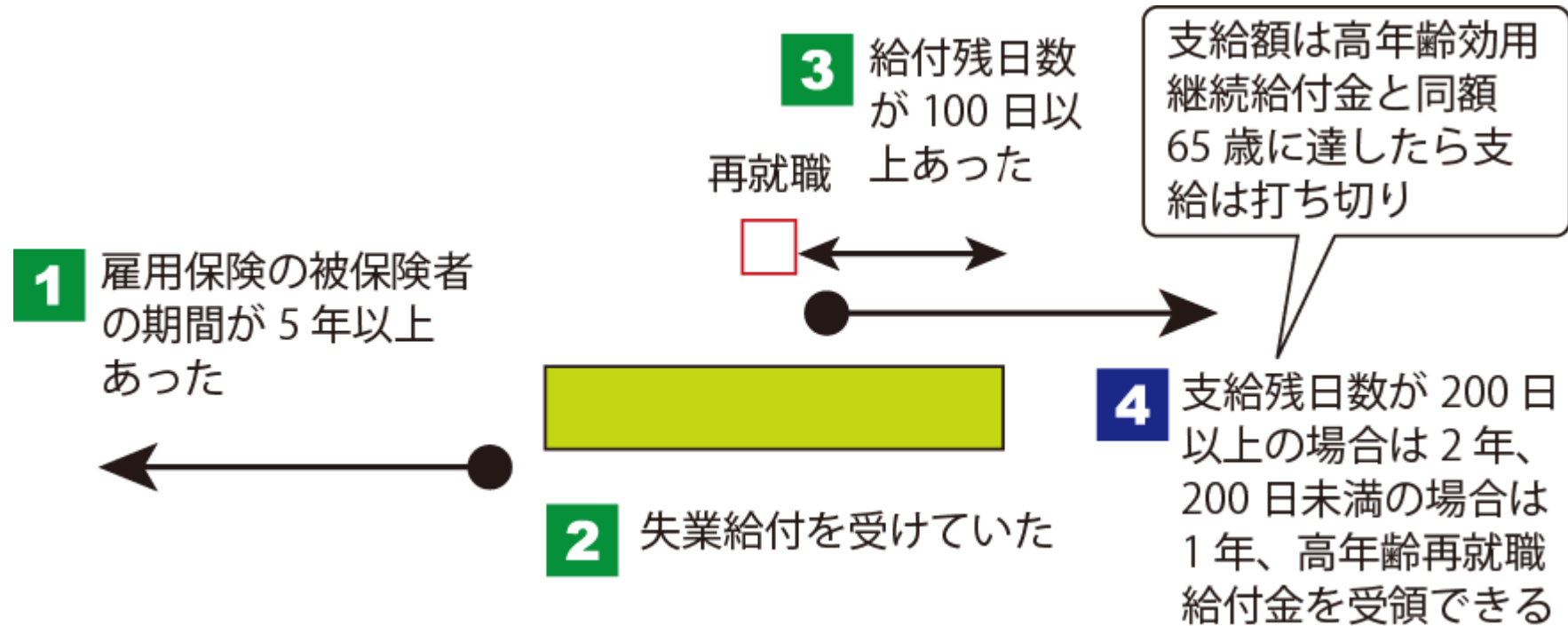
特定受給資格者及び一部の特定理由離職者

		被保険者であった期間				
		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
区分	30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
	30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
	35歳以上45歳未満		150日		240日	270日
	45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
	60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

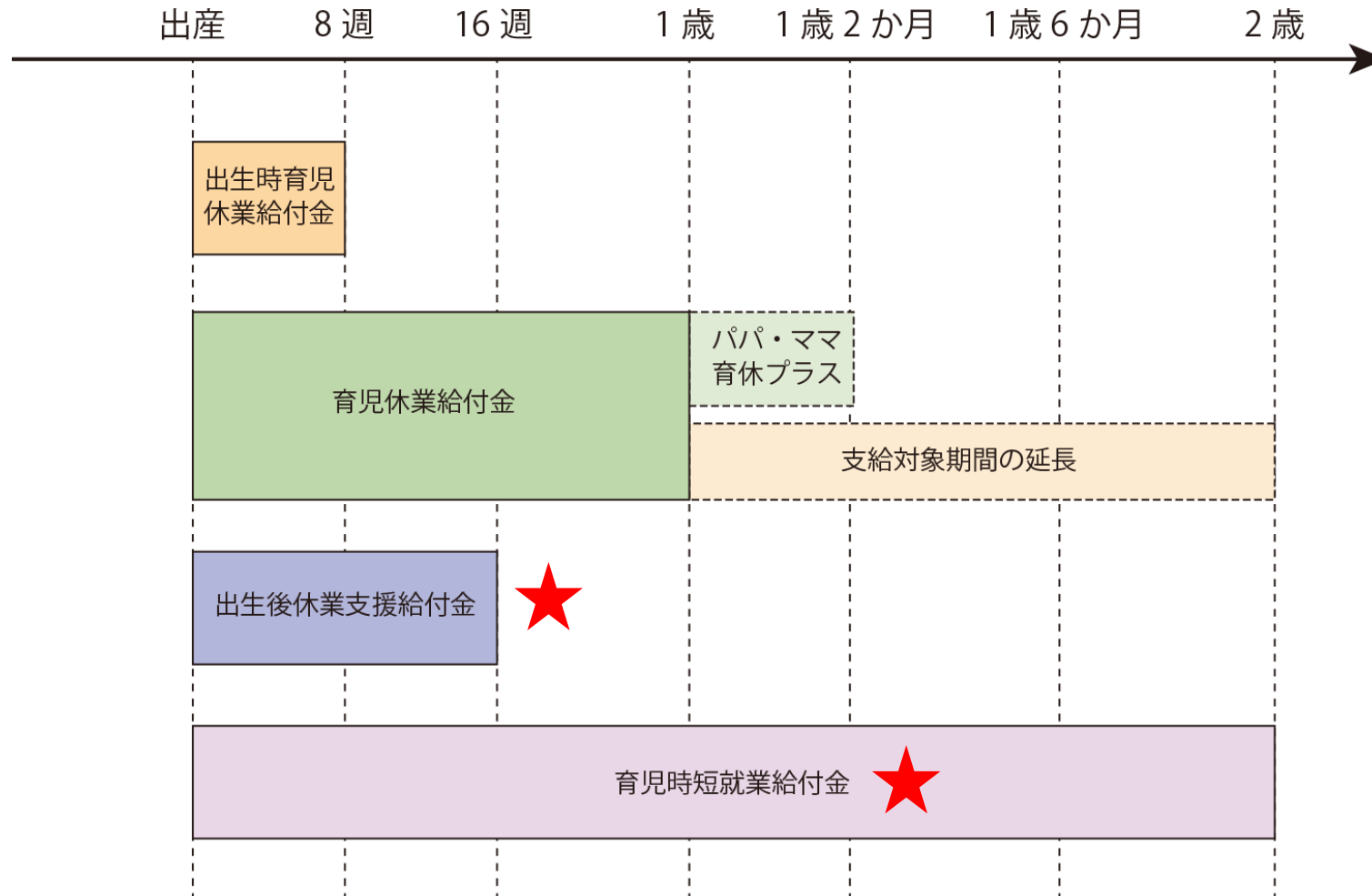
高年齢雇用継続給付金



高年齢再就職給付金



育児休業給付～全体像



※ 育児休業等給付の内容と支給申請手続 R7.8（厚生労働省）を基に筆者作成

育児休業給付

出生時育児休業給付金

- 4週間（28日）以内の期間を定めて、当該子を養育するための産後パパ育休（出生時育児休業）を取得したとき

$$\text{支給額} = \text{休業開始時賃金日額} \times \text{休業期間の日数（28日が上限）} \times 67\%$$

出生後休業支援給付金【新設】

- 出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休（出生時育児休業）を通算して14日以上取得した被保険者

$$\text{支給額} = \text{休業開始時賃金日額} \times \text{休業期間の日数（28日が上限）} \times 13\%$$

育児休業給付金

- 1歳未満の子を養育するために、育児休業を取得した被保険者であること（2回まで分割取得可）
- 1歳2か月または1歳6か月まで延長可

$$\text{支給額} = \text{休業開始時賃金日額} \times \text{支給日数} \times 67\% \text{（育児休業開始から181日目以降は50\%）}$$

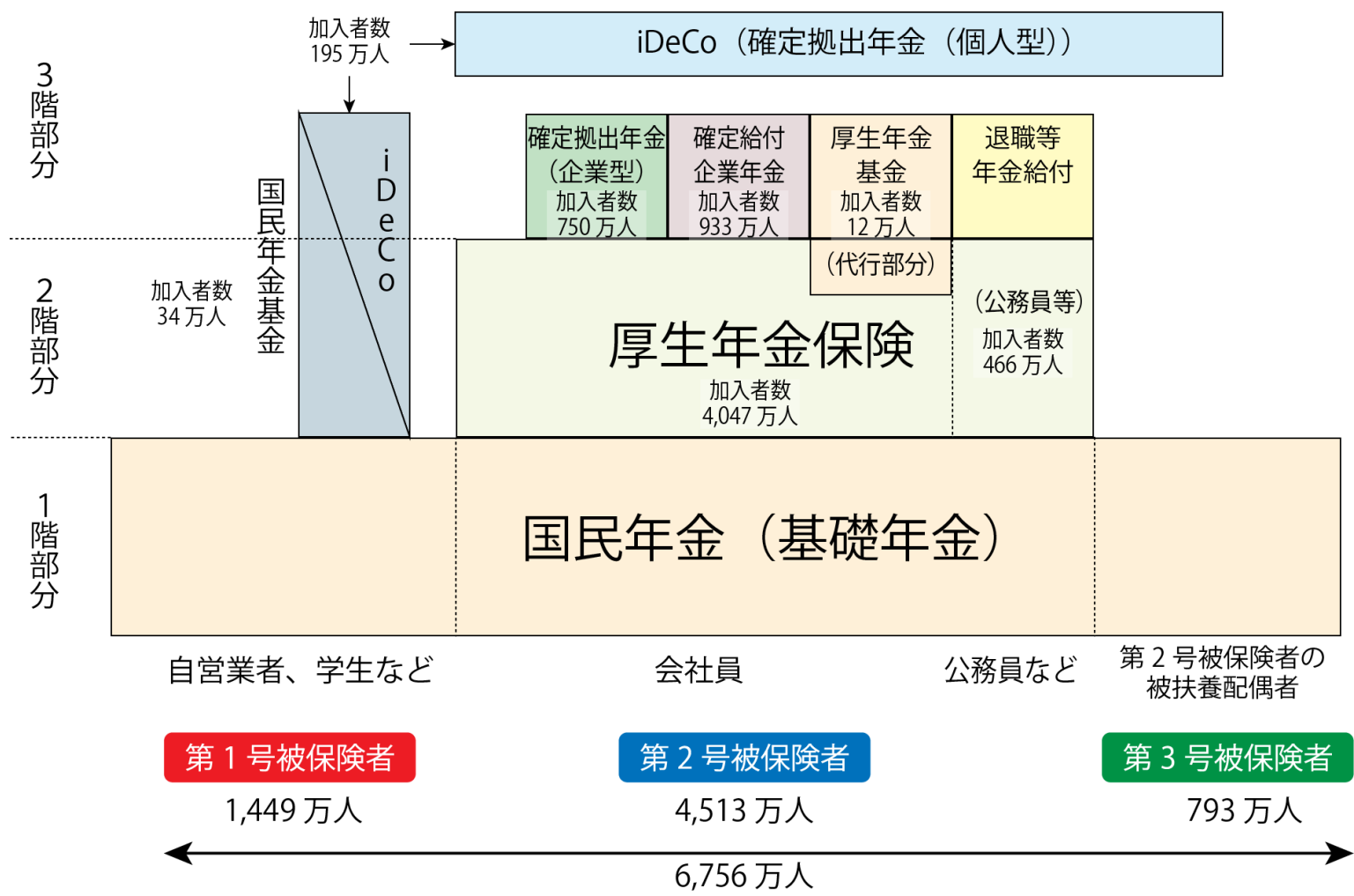
育児時短就業給付金【新設】

- 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者

$$\text{支給額} = \text{育児時短就業中に支払われた賃金額の10\%相当額を支給}$$

第7章 公的年金

年金制度の体系



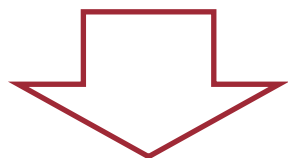
出典：年金制度の仕組み（厚生労働省）

（数値は令和3年3月末時点）

令和7年度の年金額

令和6年度の年金額は減額

指標	変動率
物価変動率	2.7%
名目手取り賃金上昇率	2.3%
スライド調整率	△0.4%



年金額は
 $2.3\% - 0.4\% = 1.9\%$
の上昇となった

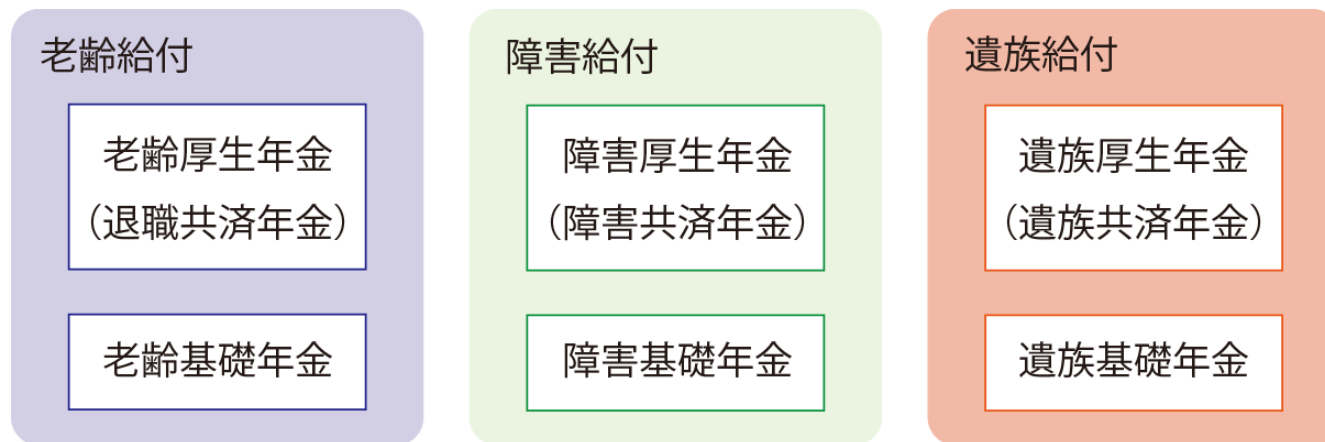
各年金の年金額

年金の種類	金額
老齢基礎年金	831,700円
遺族基礎年金（第2子まで）	各239,300円
遺族基礎年金（第3子以降）	各79,800円

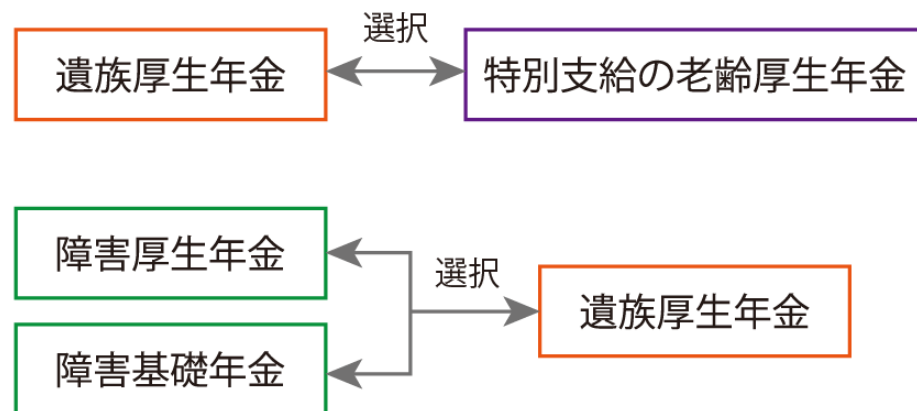
スライド調整率

- 公的年金被保険者の変動と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率を設定する

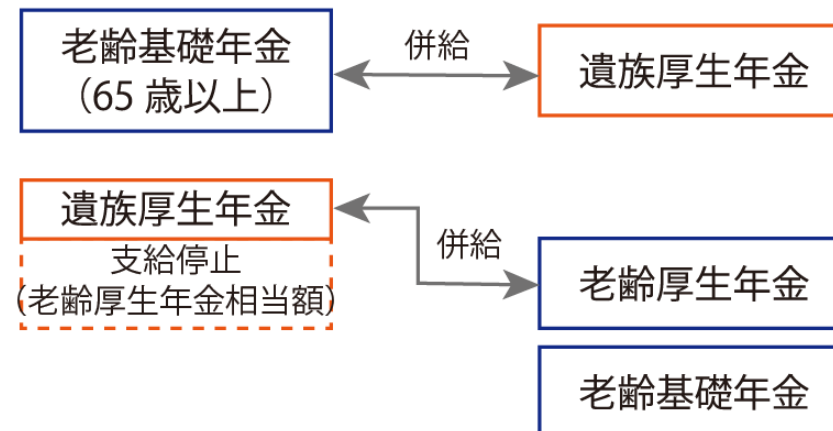
年金の種類



■ 支給事由が異なる2つ以上の年金はいずれか1つを選択（原則）



■ 2つ以上の年金が受けられるとき（例外）



保険料免除

国民年金保険料免除には、法定免除と申請免除の2種類あります

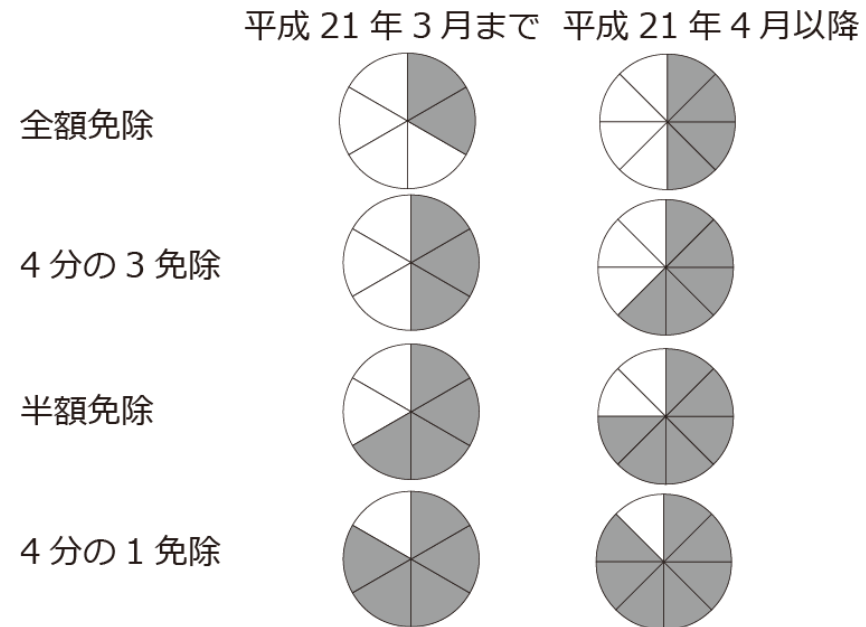
- 法定免除

生活保護の生活扶助を受けている、障害基礎年金を受けているなどの場合...

全額免除

- 申請免除

全額、4分の3、半額、4分の1の四種類の免除がある

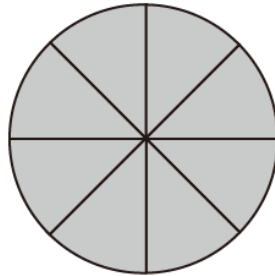


老齢基礎年金額の計算

老齢基礎年金
額の計算

全額納付

8/8



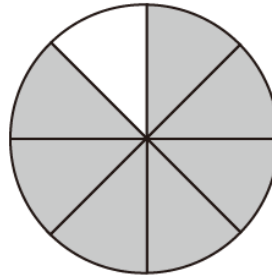
×

保険料

納付月数

3/4 納付

7/8



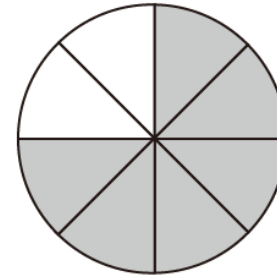
×

保険料

納付月数

1/2 納付

6/8



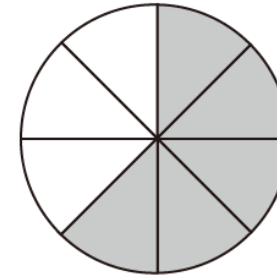
×

保険料

納付月数

1/4 納付

7/8



×

保険料

納付月数

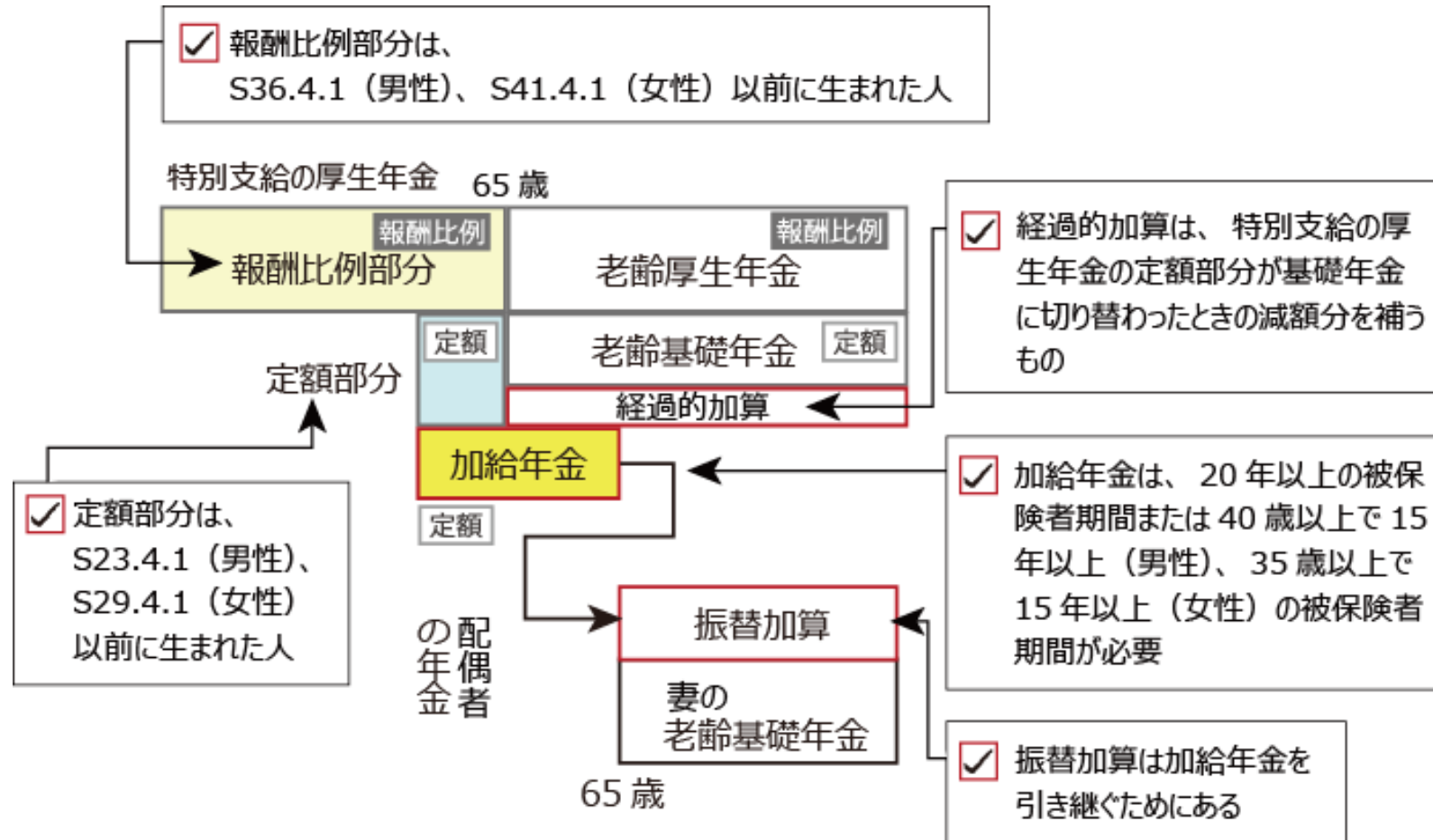
831,700 円

×

40 年 × 12 か月

※ 昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれの場合

老齢年金の全体像



$$\begin{aligned} \text{老齢厚生年金額} &= \text{報酬比例部分} \\ &+ \text{経過的加算} \\ &+ \text{加給年金額} \end{aligned}$$

老齢厚生年金額の報酬比例部分

老齢厚生年金の金額 = 本来水準 と 従前額保障 のいずれか大きい金額

本来水準

$$\text{老齢厚生年金額} = \left[\begin{array}{l} \text{①総報酬制実施前の期間（～H15.3）} \\ \text{②総報酬制実施後の期間（H15.4～）} \end{array} \right] \times \frac{\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{被保険者月数}}{\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{被保険者月数}}$$

平均標準報酬額 =
被保険者であった期間の
標準報酬月額と賞与の合計
被保険者であった期間の月数

平均標準報酬月額 =
被保険者であった期間の
標準報酬月額の合計
被保険者であった期間の月数

従前額保障

$$\text{老齢厚生年金額} = \left[\begin{array}{l} \text{①総報酬制実施前の期間（～H15.3）} \\ \text{②総報酬制実施後の期間（H15.4～）} \end{array} \right] \times 1.061 \text{ (1.063)}$$

平均標準報酬月額 × $\frac{7.5}{1000}$ × 被保険者月数

平均標準報酬額 × $\frac{5.769}{1000}$ × 被保険者月数

昭和13年4月1日以前に
生まれた人

年金の繰上げ支給と繰り下げ支給

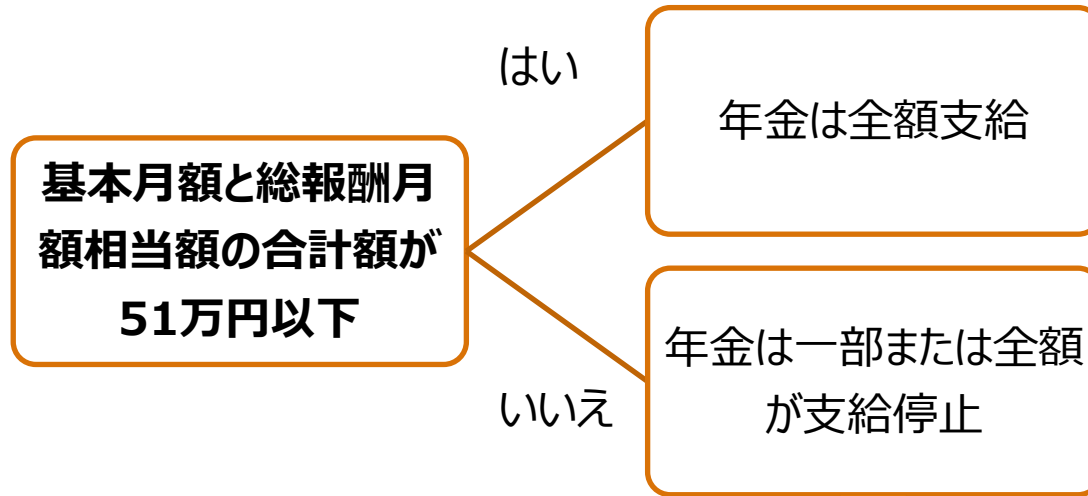
繰上げ

- 老齢基礎年金と老齢厚生年金を同時に繰上げ
 - 繰上げの減額率0.4%
 - S37.4.2以降生まれ
 - 上記以外は1か月あたり0.5か月で変更なし

繰下げ

- 老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰り下げはそれぞれ判断する
- 繰下げできる期間は70歳まで
 - 昭和27 年4月2日以降生まれ
 - 受給権発生日が平成29年4月1日以降

在職老齢年金



$$\text{年金支給額} = \text{基本月額} - (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 51\text{万円}) \div 2$$

基本月額【年金】

- 加給年金額を除いた老齢厚生（退職共済）年金（報酬比例部分）の月額

総報酬制月額相当額【給与】

- （その月の標準報酬月額） + （その月以前1年間の標準賞与額の合計）
÷12

加給年金

加給年金は、年金受給権者が特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受け取る場合にはその時から、受け取らない場合は受給権者が65歳の時から支給が開始され、配偶者が65歳になるまで支給されます。

特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)	老齢厚生年金
(定額部分)	経過的加算
	老齢基礎年金

65歳

加給年金

- ☒ 配偶者は65歳まで
- ☒ 子は18歳到達年度末まで

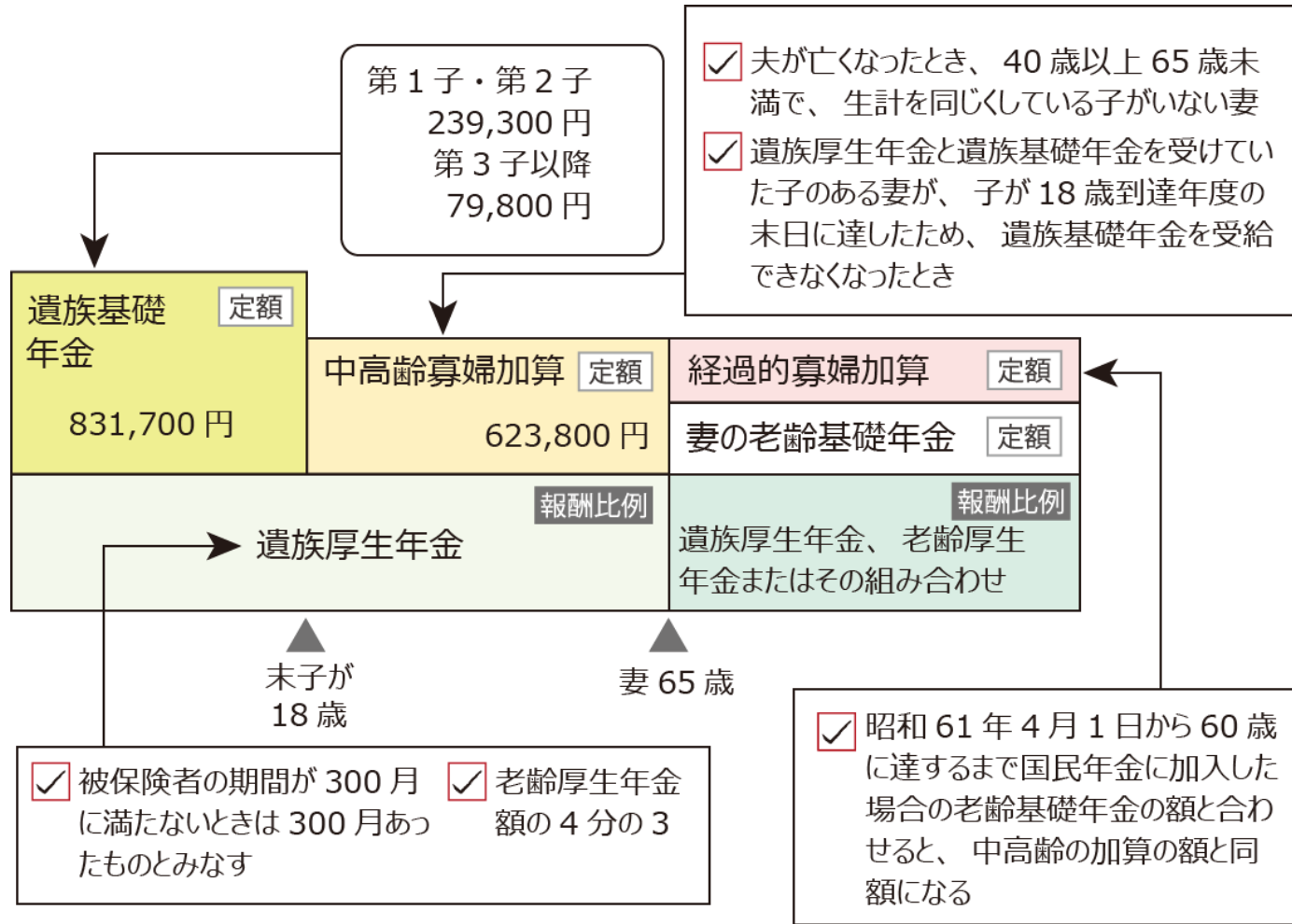
老齢厚生年金
老齢基礎年金

65歳

加給年金

配偶者の加給年金額			
受給権者の生年月日	加給年金額	特別加算額	加給年金額の合計額
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日		35,400円	274,700円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日		70,600円	309,900円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	239,300円	106,000円	345,300円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日		141,200円	380,500円
昭和18年4月2日以後		176,600円	415,900円

遺族年金



● 配偶者の死亡による遺族厚生年金を受け取るとき（65歳以上で老齢厚生（退職共済）年金を受け取る権利がある場合）

1. 死亡した方の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3の額
2. 死亡した方の老齢厚生年金の報酬比例部分の額の2分の1の額と自身の老齢厚生（退職共済）年金の額の2分の1の額を合算した額

のいずれか高い額

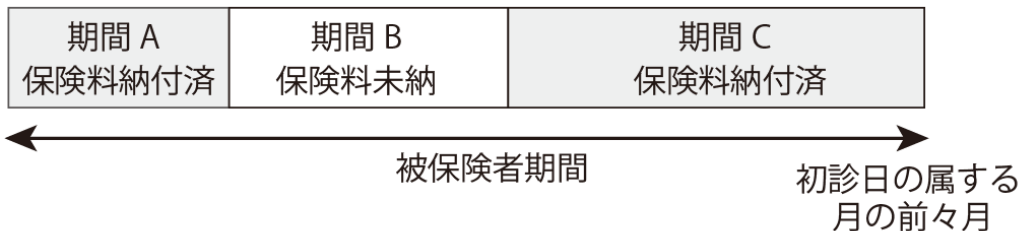
障害年金

障害基礎年金の受給要件

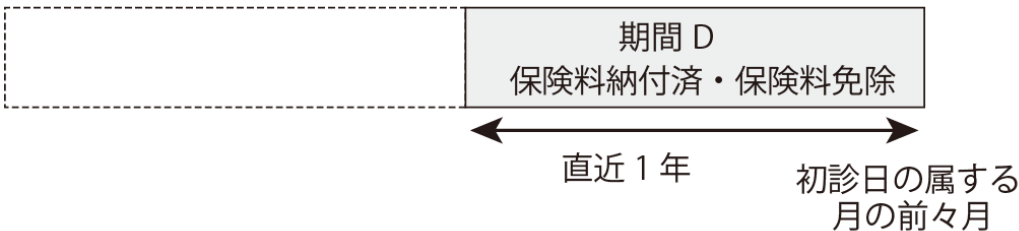
- ① 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること
 - ・ 国民年金加入期間
 - ・ 20 歳前または日本国内に住んでいる 60 歳以上 65 歳未満で年金制度に加入していない期間
- ② 障害の状態が、障害認定日（障害認定日以後に 20 歳に達したときは、20 歳に達した日）に、障害等級表に定める 1 級または 2 級に該当していること
- ③ 右図に示す保険料の支払い要件を満たしていること

保険料の支払い要件

【その 1】 保険料納付済期間が被保険者期間の 3 分の 2 以上あること



【その 2】 直近 1 年に保険料滞納期間がないこと



障害基礎年金の年金額

※昭和31年4月2日以後生まれの場合

1級…1,039,625円 子の加算額（2人目まで）1人につき239,300円
 2級…831,700円 子の加算額（3人目以降）1人につき79,800円

厚生障害年金

障害等級 1 級の場合

報酬比例
の年金額

×1.25

+

配偶者の加給年金額

障害等級 2 級の場合

報酬比例
の年金額

+

配偶者の加給年金額

障害等級 3 級の場合

報酬比例
の年金額

- 厚生年金期間が300月（25年）未満の場合は、300月とみなして計算する
- 障害認定日の属する月後の被保険者期間は、年金の計算の基礎にはならない

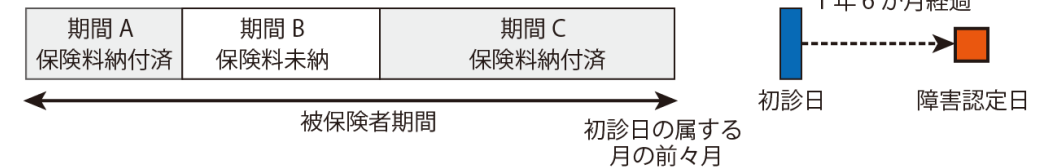
障害基礎年金

受給要件

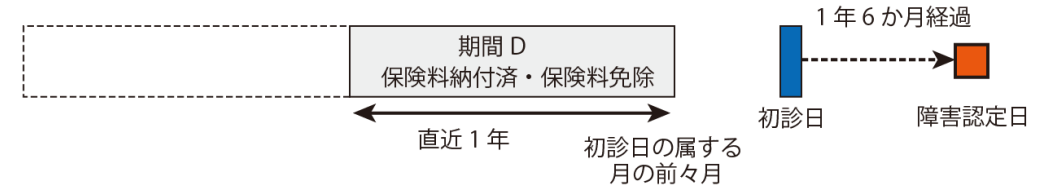
- 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること
 - ① 国民年金加入期間
 - ② 20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間
- 障害の状態が、障害認定日（障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日）に、障害等級表に定める1級または2級に該当していること

● 保険料納付要件を満たしていること

【その1】 保険料納付済期間が被保険者期間の3分の2以上あること

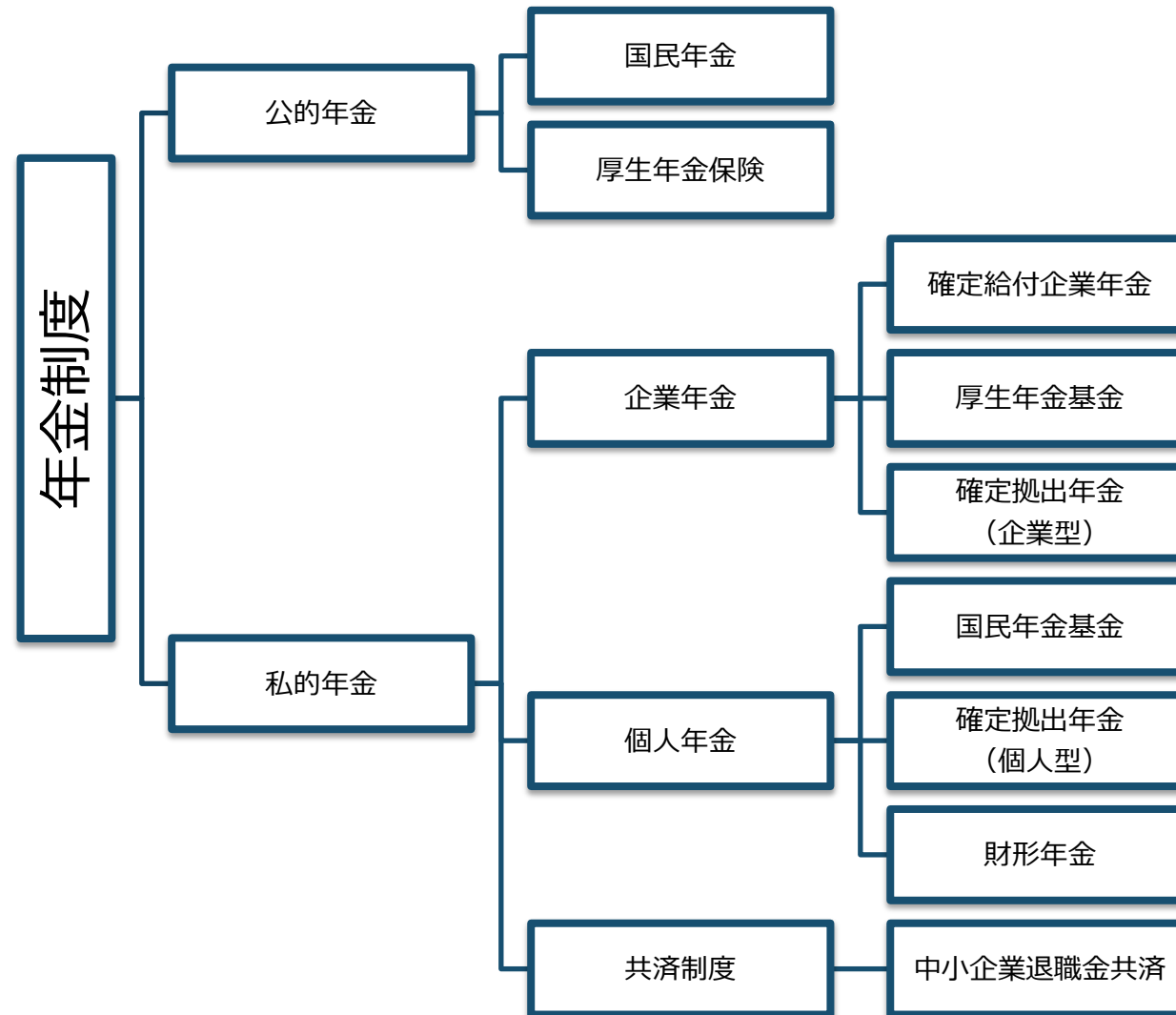


【その2】 直近1年に保険料滞納期間がないこと



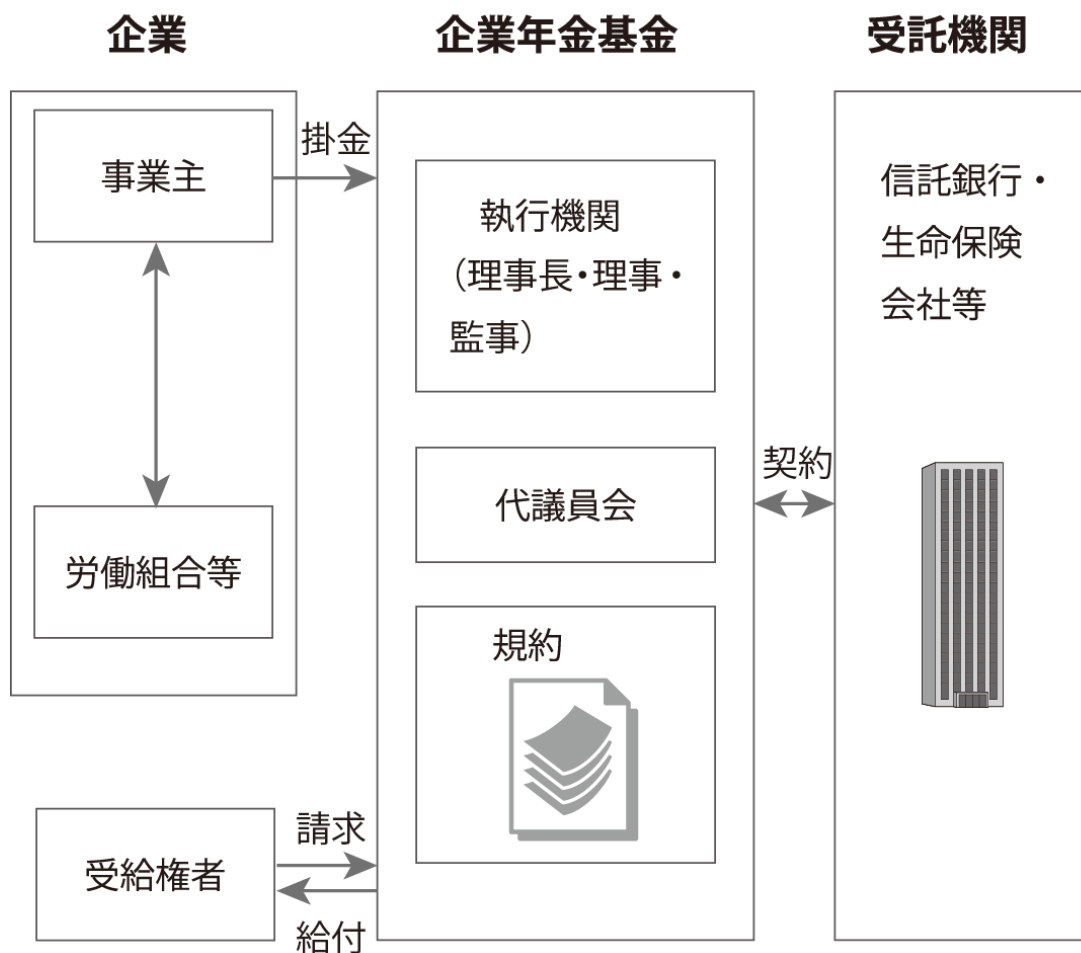
第8章 企業年金・個人年金

年金制度の全体像

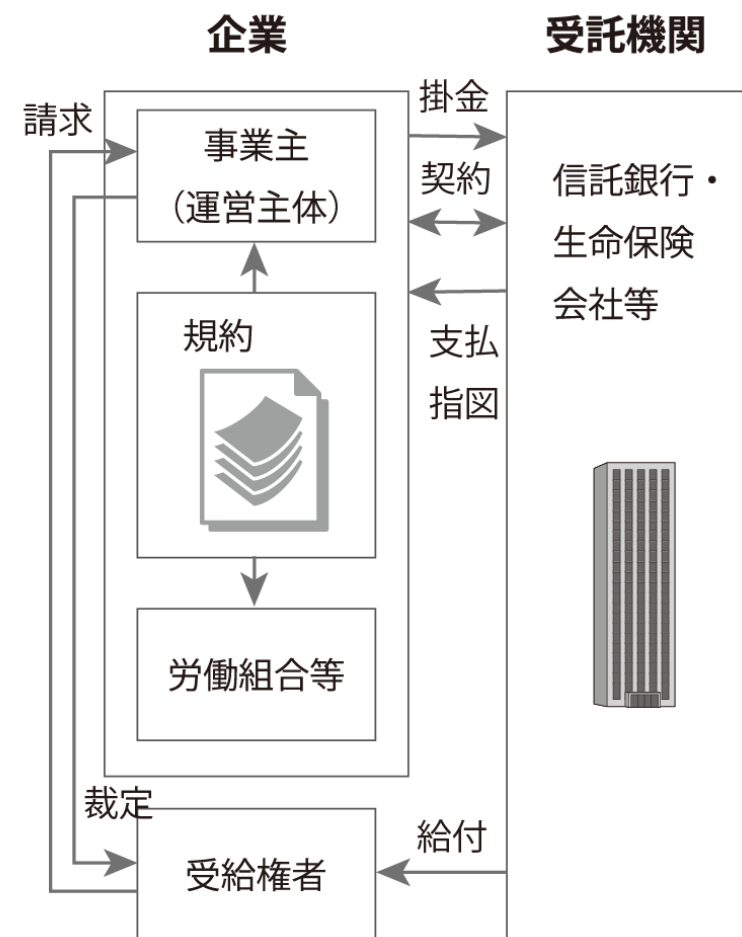


確定給付企業年金

基金型企業年金



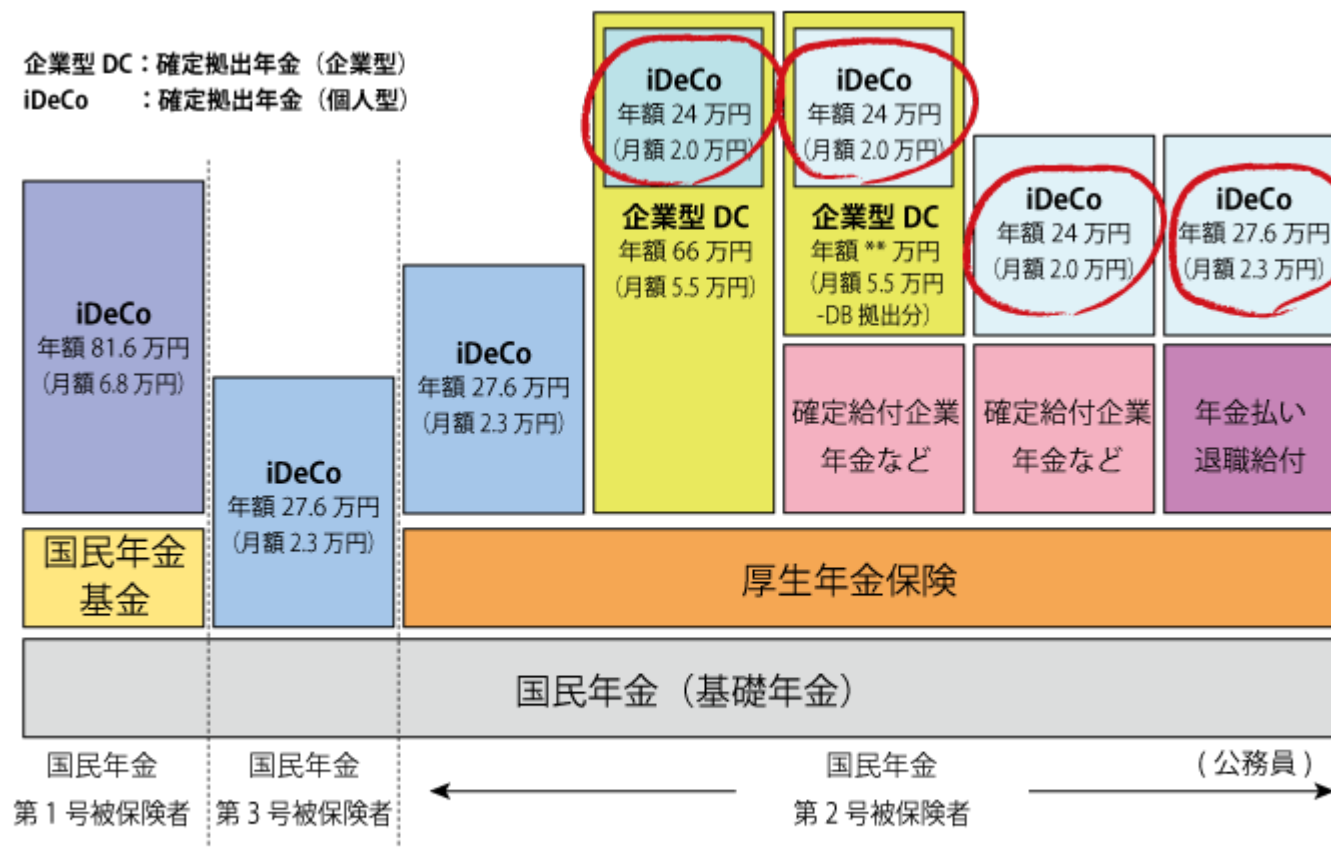
規約型企業年金



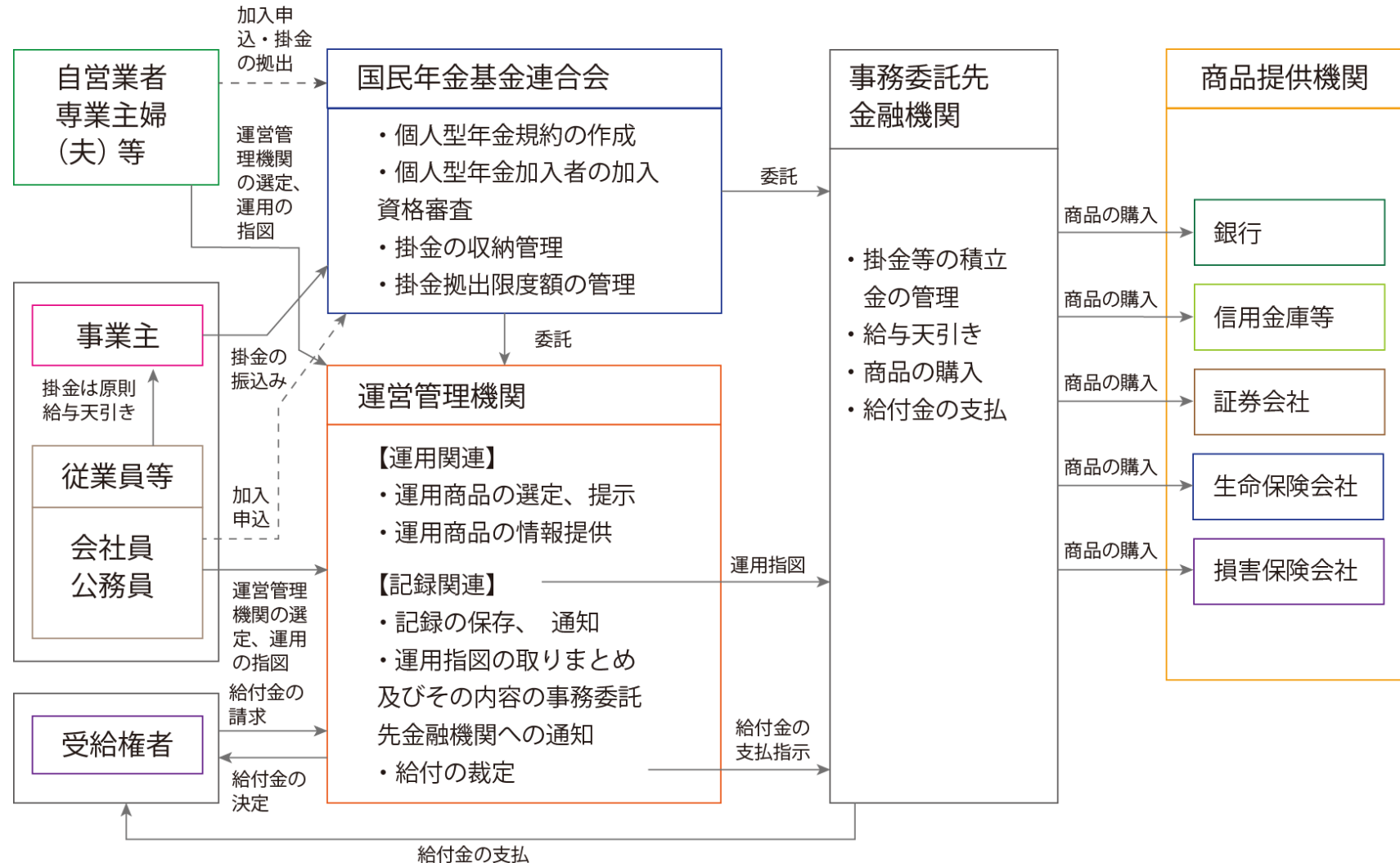
確定拠出年金のタイプ

	企業型	個人型 (iDeCo)
年金の実施	事業主	国民年金基金連合会
加入対象	企業に勤務する従業員	1. 国民年金第1号被保険者（自営業者等） 2. 国民年金第2号被保険者（厚生年金保険の被保険者） 3. 国民年金第3号被保険者（専業主婦（夫）等） 4. 国民年金任意加入被保険者
掛金	事業主拠出 （企業型年金規約に定めた場合は加入者も拠出（マッチング拠出）可）	加入者拠出 （「iDeCo+」（イデコプラス・中小事業主掛金納付制度）を利用する場合は事業主も拠出可）

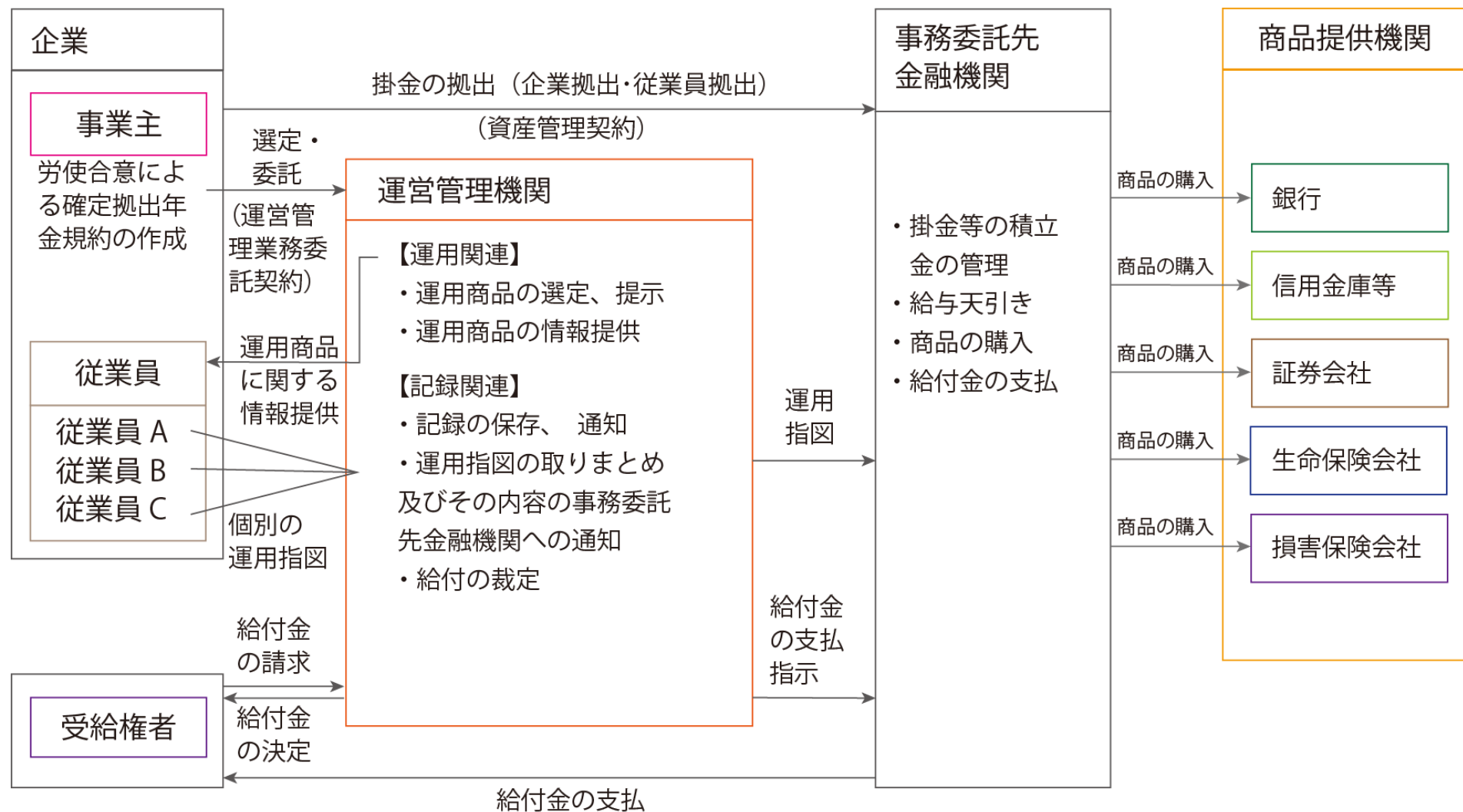
年金の全体像と掛金の上限額



確定拠出年金（個人型）～iDeCo

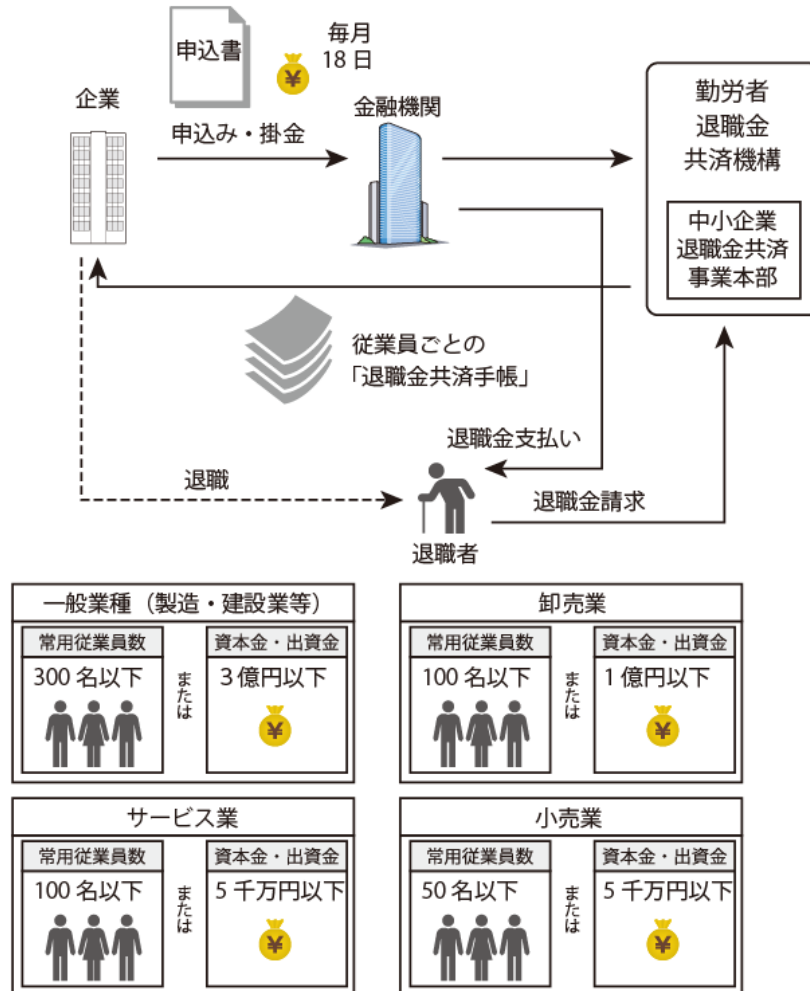


確定拠出年金（企業型）



中小企業退職金共済制度（中退共）

■ 中小企業退職金共済（中退共）



■ 従業員は原則として全員加入

☆ 事業主および小規模企業共済制度に加入している方は加入不可

☆ 法人の役員は加入不可（従業員兼役員は加入可）

■ 掛金は 5,000 円から 30,000 円まで 16 種類

☆ 短時間労働者は、2,000 円、3,000 円、4,000 円の特別掛金あり

■ 退職金

$$\text{退職金} = \text{基本退職金} + \text{付加退職金}$$

基本退職金: 予定利率を 1% として計算して計算した金額

付加退職金: 実際の運用利回りが予定利率を上回ったとき基本退職金に上積みするもの

■ 掛金に対する補助

■ 新たに加える場合

加入後 4 か月目から 1 年間
国が 2 分の 1 を助成
(上限 5,000 円)

■ 増額する場合

18,000 円以下の掛金月額を増額変更する場合は増額分の 3 分の 1 を国が助成
(上限 5,000 円)

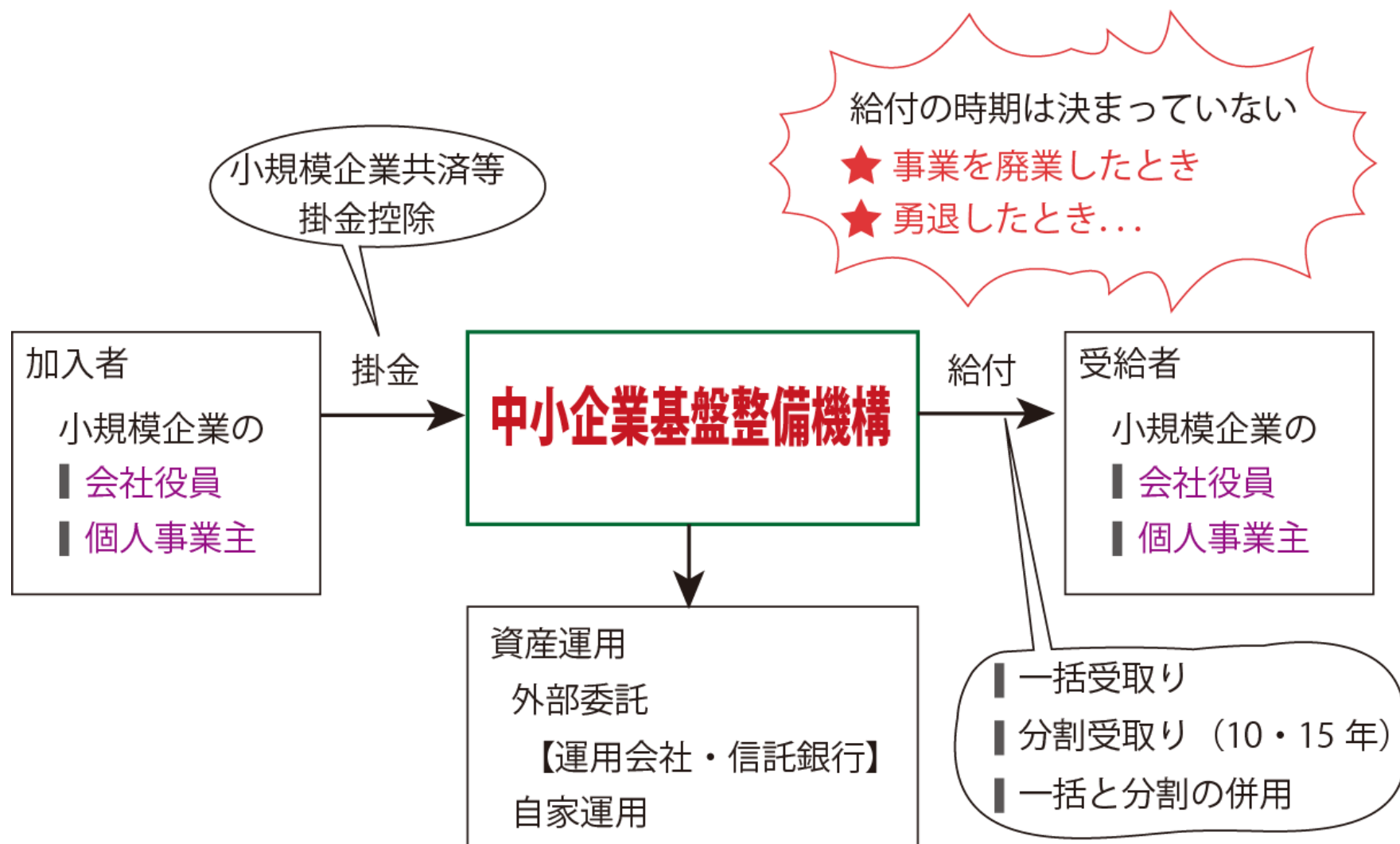
■ 過去勤務期間の通算

加入前の勤務期間分についても掛金を納付することができる通算制度（上限 10 年）

$$\text{過去勤務掛金月額（納付額）} = \text{過去勤務通算月額} \times \text{掛金率} + \alpha$$

(10 年の場合 2.16)

小規模企業共済



第9章 年金と税金

課税の仕組み

源泉徴収

- 年金支払額が年額158万円（65歳未満は108万円）以上で日本年金機構が源泉徴収する

※2026年に変更予定

所得の種類

- 雑所得に該当する
 - 公的年金等 収入金額－公的年金等控除額
 - 公的年金等以外 総収入金額－必要経費

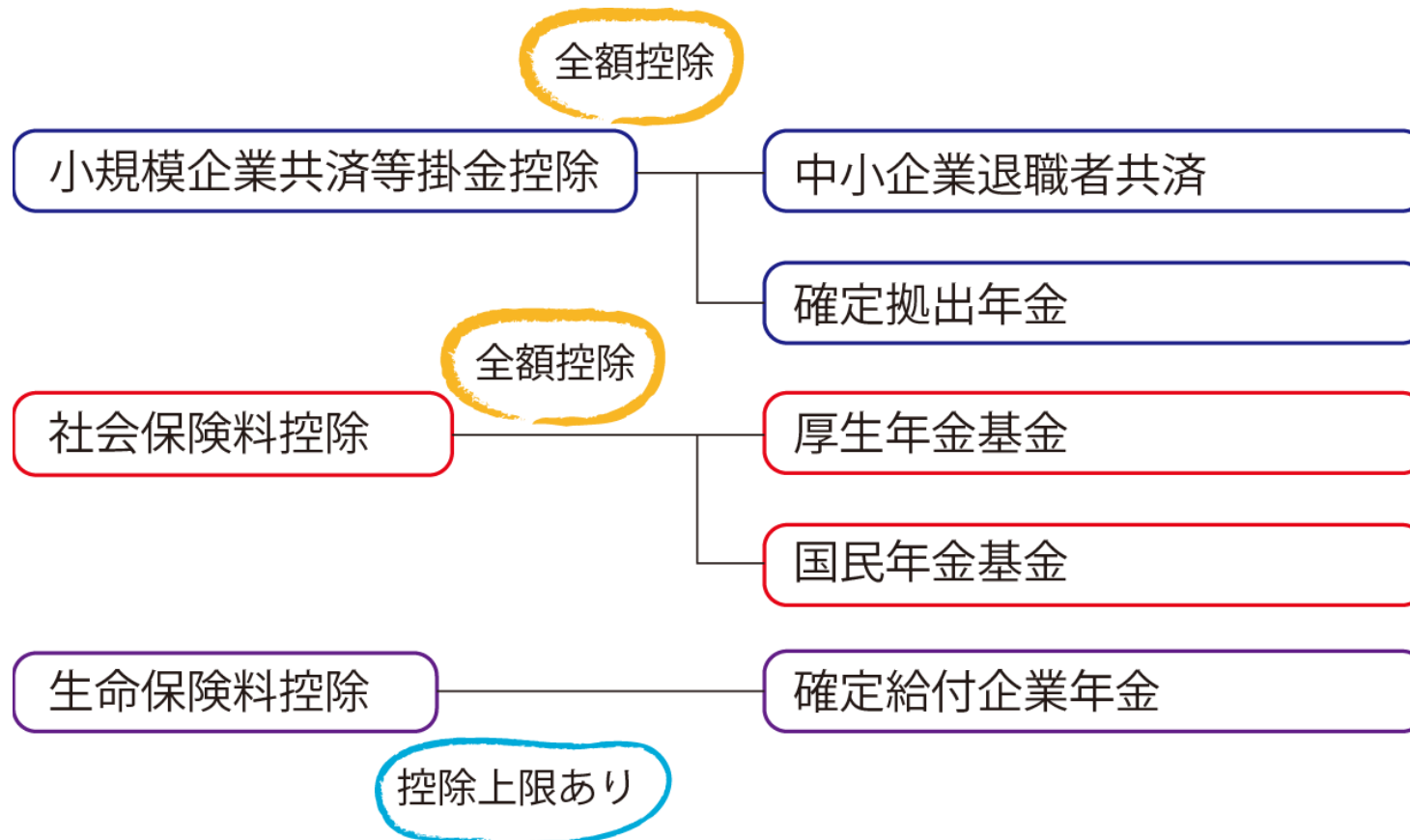
- 公的年金等に税金がかからないのは

合計所得金額	65歳未満	65歳以上
1,000万円以下	60万円	110万円
1,000万円超 2,000万円以下	50万円	100万円
2,000万円超	40万円	90万円

確定申告不要制度

1. 公的年金等の収入が400万円以下
 2. 他の所得が20万円以下
- のいずれも満たすときは確定申告は不要

保険料の税金



中小企業退職者共済

- 掛金最高 36万円

確定拠出年金 /国民年金基金

- 掛金最高 81.6万円

確定給付企業年金

- 生命保険料控除（新生命保険料控除）
- 最高 4万円

お願い

この資料は、FP2級（2025-2026年）の受験対策用に作成したレジュメです。修正箇所を見つけたときや、ご意見をいただけるときは下記までご連絡ください

バームスコーポレーション株式会社

pinfo@barms.jp 【@を小文字にして送付ください】